

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月23日

【事業年度】 第116期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 日本金属工業株式会社

【英訳名】 Nippon Metal Industry Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 義村 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号(東京倶楽部ビルディング)

【電話番号】 東京03(3500)5647

【事務連絡者氏名】 財務部長 郷 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号(東京倶楽部ビルディング)

【電話番号】 東京03(3500)5647

【事務連絡者氏名】 財務部長 郷 誠

【縦覧に供する場所】 日本金属工業株式会社大阪支店
(大阪市中央区南本町四丁目2番21号)

日本金属工業株式会社名古屋支店
(名古屋市東区東桜一丁目9番26号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
売上高 (百万円)	169,146	189,546	120,140	75,705	93,203
経常利益又は 経常損失() (百万円)	15,253	9,844	16,641	5,916	320
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	8,342	6,002	8,931	6,410	336
包括利益 (百万円)					93
純資産額 (百万円)	37,643	38,585	25,539	21,335	22,098
総資産額 (百万円)	130,975	131,569	90,255	90,016	90,844
1株当たり純資産額 (円)	218.74	229.57	154.67	123.25	121.73
1株当たり当期純利益 又は当期純損失金額 () (円)	48.15	35.15	53.37	37.76	1.92
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					1.92
自己資本比率 (%)	28.7	29.3	28.3	23.7	24.3
自己資本利益率 (%)	24.3	15.7	27.9	27.4	1.5
株価収益率 (倍)	11.1	9.1			49.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,578	8,145	6,834	2,431	549
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,134	2,870	233	2,718	1,644
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,491	8,513	1,021	1,138	1,297
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,109	3,602	9,192	5,201	4,307
従業員数 (名)	834	837	857	839	822

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第112期、第113期、第114期、第115期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第114期、第115期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

4 従業員数は、就業員数を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
売上高 (百万円)	151,016	173,132	110,522	71,256	87,297
経常利益又は 経常損失() (百万円)	12,839	7,943	15,671	5,838	162
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	6,913	4,964	7,517	6,293	218
資本金 (百万円)	12,982	12,982	12,982	12,982	13,408
発行済株式総数 (株)	177,215,809	177,215,809	177,215,809	177,215,809	185,605,475
純資産額 (百万円)	35,907	36,038	24,565	20,640	21,139
総資産額 (百万円)	123,316	125,889	86,582	86,685	85,979
1株当たり純資産額 (円)	208.65	214.42	148.78	119.23	116.45
1株当たり配当額 (円)	6.0	8.0	6.0	1.0	0.0
(内1株当たり中間 配当額) (円)	(2.5)	(4.0)	(4.0)	(1.0)	(0.0)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失金額 (円)	39.90	29.07	44.92	37.07	1.25
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					1.25
自己資本比率 (%)	29.1	28.6	28.4	23.8	24.6
自己資本利益率 (%)	20.7	13.8	24.8	27.8	1.0
株価収益率 (倍)	13.4	11.0			76.0
配当性向 (%)	15.0	27.5			
従業員数 (名)	571	588	604	616	622

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第112期、第113期、第114期、第115期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第114期、第115期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

4 第114期、第115期の配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

5 第116期の配当性向については、無配のため記載しておりません。

6 従業員数は、就業員数を記載しております。

2 【沿革】

- 昭和7年 ステンレス鋼製造を目的として日本金属工業(株)を設立(6月15日)。資本金12万円。
- 昭和10年 横浜工業(株)と日本電熱線製造(株)を吸収合併。
- 昭和12年 ステンレス鋼の量産化を目的として川崎工場の建設に着手。
- 昭和15年 川崎工場鋼板工場の稼働により鋼板の一貫生産体制を確立。
- 昭和24年 東京証券取引所に株式上場。
- 昭和27年 日本染色機械株式会社(現・日金加工(株))の株式取得。
- 昭和30年 仙台工場閉鎖、横浜工場に製線設備を集中。
日金加工株式会社(現・連結子会社)の株式取得。
- 昭和31年 大阪証券取引所に株式上場。
- 昭和32年 浪速ステンレス工業株式会社(現・日金加工(株))の株式取得。
- 昭和35年 相模原製造所、冷延工場稼働。
- 昭和37年 相模原製造所、製鋼工場稼働。
- 昭和39年 相模原製造所、厚板工場稼働。
金星工業株式会社(現・日金工商事(株))の株式取得。
- 昭和40年 金星工業株式会社の商号を金星ステンレス株式会社に変更。
日本引抜工業株式会社(現・日金工鋼管(株))の株式取得。
- 昭和45年 相模原製造所熱延工場の稼働により鋼帯の一貫生産体制を確立。
- 昭和47年 衣浦製造所第一期工事完了、製鋼・冷延両工場稼働。
相模原・衣浦両製造所の生産体制整備に伴い川崎工場の鋼板部門を閉鎖。
- 昭和49年 本社を東京都千代田区有楽町ニュートーキョービルより東京都新宿区新宿三井ビルに移転。
衣浦製造所、加工工場稼働。
- 昭和52年 デュッセルドルフ駐在員事務所開設(平成10年閉鎖)。
- 昭和54年 ニューヨーク駐在員事務所開設(平成3年現地法人化し米国日金工設立、平成11年同法人を解散し
同年設立の米国日金加工へ事業移管、平成16年同法人を解散)。
- 昭和57年 相模原製造所、特品工場稼働。
- 昭和58年 シンガポール駐在員事務所開設。
- 昭和60年 金星ステンレス株式会社の商号を日金工商事株式会社(現・連結子会社)に変更。
- 昭和61年 横浜工場の製線設備を衣浦製造所鋼線工場へ移設。
日本染色機械株式会社の商号を株式会社ニツセン(現・日金加工(株))に変更。
- 昭和62年 シンガポールに共同出資子会社NIPPON METAL SERVICES (S) PTE LTD(現・非連結子会社)を設立。
日金工興産株式会社(現・スワン産業(株))を設立。
- 平成2年 日本引抜工業株式会社の商号を日金工鋼管株式会社(現・連結子会社)に変更。
- 平成3年 衣浦製造所第二期工事完了、冷延工場増設。
スワン物流株式会社(現・スワン産業(株))を設立。
- 平成5年 香港駐在員事務所開設。(平成11年閉鎖)。
- 平成9年 衣浦製造所第三期工事完了、熱延工場の稼働により鋼帯の一貫生産体制を確立。
衣浦製造所への集約化に伴い相模原製造所の熱延部門を閉鎖。
マレーシアに合弁子会社NIPPON METAL SERVICES (M) SDN. BHD.(現・非連結子会社)を設立。
- 平成10年 相模原製造所を相模原事業所に改称。
衣浦製造所への集約化に伴い相模原事業所の製鋼部門を閉鎖。
- 平成11年 スワン物流株式会社を日金工興産株式会社に経営統合し、スワン産業株式会社(現・連結子会社)を設立。
- 平成12年 衣浦製造所鋼線工場を閉鎖。
衣浦製造所への集約化に伴い相模原事業所の冷延部門を閉鎖。
- 平成15年 衣浦製造所への集約化に伴い、相模原事業所の厚板精整設備を衣浦製造所へ移設し、相模原事業所の
厚板部門を閉鎖。
- 平成17年 浪速ステンレス工業株式会社を日金加工株式会社に経営統合。
衣浦製造所の厚板精整設備を停止し、厚板事業より撤退。
- 平成18年 相模原事業所の特品設備を衣浦製造所へ移設し、相模原事業所を閉鎖。
日金工鋼管株式会社、日金加工株式会社、スワン産業株式会社を衣浦製造所に集約。
- 平成19年 株式会社ニツセンを日金加工株式会社に経営統合。
日金加工株式会社ニツセン事業部を衣浦製造所へ集約し、当社グループの衣浦製造所一貫生産・加工体制を確
立。
- 平成20年 東京証券取引所への取引集約に伴う大阪証券取引所への上場廃止。
- 平成21年 旧相模原事業所跡地の売却を完了。
本社を東京都新宿区新宿三井ビルより東京都千代田区霞が関東京倶楽部ビルに移転。

平成22年 バンコク駐在員事務所開設。

平成23年 台湾に合弁会社結進日金工精密金属股? 有限公司を設立。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 日金工商事(株) (注) 1	東京都千代田区	180百万円	ステンレス鋼その他金属製品及び原材料の販売	100.0	ステンレス製品の販売及び原材料の購入 役員の兼任 1名
日金工鋼管(株)	愛知県碧南市浜町	250百万円	ステンレス鋼、耐熱鋼等溶接鋼管の加工	100.0	ステンレス製品の委託加工 役員の兼任 1名
日金加工(株)	愛知県碧南市浜町	80百万円	各種金属製品の加工・販売、染色機械の製造・販売	100.0	ステンレス製品の販売及び各種委託加工 役員の兼任 1名
スワン産業(株)	愛知県碧南市浜町	55百万円	貨物運送業、倉庫業	100.0	製品の出荷及び運送・仕掛品の運送 役員の兼任 2名
(持分法適用非連結子会社) NIPPON METAL SERVICES (S) PTE LTD	シンガポール	S\$ 210千	ステンレス鋼表面処理製品の製造・販売	100.0	ステンレス製品の販売 役員の兼任 0名
NIPPON METAL SERVICES (M) SDN. BHD.	マレーシア	RM 9,000千	ステンレス鋼材の加工・販売	75.0	ステンレス製品の販売 役員の兼任 0名
(持分法適用関連会社) 新興金属株式会社	東京都中央区	118百万円	ステンレス鋼材の加工・販売	38.6	ステンレス製品の販売 役員の兼任 0名
(持分法非適用関連会社) 結進日金工精密金属股? 有限公司	台湾	NT\$ 9,130万	ステンレス鋼材の販売	48.6	ステンレス製品の販売 役員の兼任 1名

(注) 1 日金工商事(株)は特定子会社に該当し、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	売上高	35,279百万円
	経常利益	369百万円
	当期純利益	418百万円
	純資産額	585百万円
	総資産額	9,051百万円

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	822

- (注) 1 従業員数は、連結会社以外への出向者を除いた就業人員であります。
 2 臨時従業員数は、就業員総数の100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
622	38.4	16.6	5,297

セグメントの名称	従業員数(名)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	622

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。
 2 臨時従業員数は、就業員総数の100分の10未満のため記載を省略しております。
 3 平均年間給与は、賞与、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合の状況

- 名称 : 日本金属工業労働組合
 組合員数 : 461人(平成23年3月31日現在)
 所属上部団体 : JAM

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期のわが国ステンレス業界は、全般に順調な滑り出しを見せましたが、欧州金融不安を契機としたニッケル価格急落や外国為替市場における円高の進展に伴い、第2四半期以降は総じて厳しい経営環境が続きました。

当期における経営環境

国内向けのステンレス需要につきましては、自動車・電気電子関連需要が比較的堅調に推移しましたが、建設用・設備投資関連は、年明け以降回復の兆しはあったものの、全体に盛り上がりを欠いた状況となりました。

また、販売業者向けの需要は、第1四半期に盛り上がりを見せましたが、その後は、急激な円高を背景とした輸入品の増加もあって低迷いたしました。

一方市況面では、国際的な競争激化や円高定着の影響もあって、国内・海外向けとも厳しい受注環境が続きました。

当社グループの対応

かかる環境下、当社グループでは、利益体質への転換を目指し、昨年4月に策定した「中期経営計画2012」の基本方針に沿って、「マージン（製品価格 - 原料価格）の改善」及び「コスト削減」を強力に推進してまいりました。

「マージンの改善」につきましては、製品別採算管理を徹底し、当社独自の高采算商品の積極展開を図りました。精密圧延品の販売展開では、自動車・電気電子関連向け材料を中心に海外への拡販に注力し、輸出販売数量は前期比75%程度増加、国内販売数量においても同31%程度増加いたしました。また、鋼管製品につきましても、短納期対応を武器に積極的な営業を展開し、販売数量は前期比26%程度増加しており、マージンの改善に寄与しました。

「コスト削減」につきましては、製造費・一般管理販売費の全コストをゼロベースで見直し、グループ一丸となり強力に推進してまいりました。この結果、前期達成した44億円のコスト削減を継続し、当期は、更に11億円のコスト削減を実現いたしました。

以上の結果、当期の連結業績は、営業利益・経常利益・当期純利益とも平成20年3月期以来3期ぶりの黒字化を果たしました。

事業部門別の業績は次の通りであります。

ステンレス鋼、耐熱鋼の製造・販売部門

当部門の売上高は、前期比21.1%増の803億円となりました。

各種二次加工製品の製造・加工・販売部門

当部門の売上高は、前期比38.4%増の114億円となりました。

その他の部門

当部門の売上高は、前期比28.5%増の13億円となりました。

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末におきましては、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて8億円減少の43億円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況及び要因は次の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益5億円、減価償却費48億円、売上債権の増加()7億円、たな卸資産の増加()39億円等により、前連結会計年度の24億円の支出に比べて、18億円の支出減となる5億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得()17億円、投資有価証券の売却2億円等により、前連結会計年度の27億円の支出に比べて、10億円の支出減となる16億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金による収入117億円、短期借入金による収入9億円等により、長期借入金を52億円返済、社債を70億円償還いたしました。また、新株予約権の行使による新株の発行による収入8億円等により、前連結会計年度の11億円の収入に比べて、1億円の収入増となる12億円の収入となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

セグメントの名称	生産高	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	85,297	14.8

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 金額は、製造原価(販売単価)で記載しております。
 3 前年同期比(%)は、前年同期比増減率を記載しております。

(2) 受注実績

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額(百万円)	前年同期比(%)	金額(百万円)	前年同期比(%)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	93,196	17.2	7,798	0.0

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 前年同期比(%)は、前年同期比増減率を記載しております。

(3) 販売実績

セグメントの名称	販売高	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	93,203	23.1

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 前年同期比(%)は、前年同期比増減率を記載しております。
 3 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	15,648	20.7	21,345	22.9
(株)メタルワン	8,455	11.2	9,804	10.5
住友商事(株)	11,235	14.8	7,025	7.5

- (注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後につきましては、当期の黒字回復をステップに、更なる業績向上を目指すとともに、財務体質の強化を図ってまいります。

今後も「中期経営計画2012」の方針（（2）基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容2.「中期経営計画2012」等による企業価値向上への取組みに概要を記載）に沿った諸施策を強力に推進し、これを実現いたします。主な施策は以下の通りです。

高採算商品の更なる拡販

精密圧延品、鋼管製品、加工品（プレスプレート等）、独自鋼種など、高採算商品の比率を高め、マージンの拡大を図ります。

コスト削減

前期（平成23年3月期）までに実現したコスト削減の後退に歯止めをかけると共に、引き続き無駄なコストの追求と生産・事務効率化による更なるコスト削減を実現すべく、全コストの細目管理を徹底してまいります。

海外展開

円高環境下においても安定収益を確保できる体質を目指し、積極的な海外展開を図ります。

本年1月、精密圧延品を核とする合弁販売会社（結進日金工精密金属股？有限公司）を設立いたしました。順調な立ち上がりを見せております。今後は、既存のシンガポール、マレーシア、タイの各拠点と結ぶ東アジア・ネットワークを構築し、当社独自商品の拡充を進めてまいります。

また当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

（1）基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社の株式に対する大規模な買付行為等が行われた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為等であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値又は株主共同の利益に資さない大規模な買付行為等が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式に対してこのような大規模な買付行為等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1. 当社の企業価値の源泉

日本におけるステンレス鋼の歴史は1932年（昭和7年）に、当社が最初にステンレス鋼の国産化に成功したことから始まります。それ以来、当社は常に新しい技術、設備の合理化、ステンレス鋼の用途開発に努め、ステンレス鋼の専門メーカーとして広範な需要に応えてまいりました。

当社の企業価値の源泉は

ステンレス鋼専門メーカーとして、独自商品の開発力

先進的な生産設備の導入及び技術開発による高い生産性

ステンレス鋼の加工センター、販売先、及び原料調達先との信頼関係

等にあると考えています。

2. 「中期経営計画2012」等による企業価値向上への取組み

当社は、2010年度を初年度とする「中期経営計画2012」（2010年4月～2013年3月）を2010年4月に策定いたしました。

本中期経営計画の概要は、以下の通りです。本計画を推進することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

[外部環境の認識及び当社の強み]

当社を取り巻く外部環境を次のように認識しております。

中国・アジア新興国でのステンレスの需要拡大（IT、自動車分野が好調）及び、それに伴う国内のステンレス需要の拡大（輸出企業向け、ただし国内建設・設備投資需要は低位横ばい）
低賃金、スケールメリットを活かした海外ステンレスメーカー（中国を中心とした）の供給による汎用品のコスト競争の激化
資源供給者の寡占化、中国の内需拡大による資源不足の影響で原料価格が高騰（Ni、Cr、鉄）

当社の強みを次のように認識しております。

省Ni型Dシリーズ鋼（価格変動が小さい、高特性、高品質）

精密圧延品（多種多様な製品群、低コスト生産）

東南アジア地域の営業拠点の充実

（シンガポール：NIMS(S)、マレーシア：NIMS(M)、タイ：バンコク駐在員事務所の現地法人化）

[経営方針]

外部環境及び当社の強みの認識を踏まえ、次のような経営方針にて取り組んでまいります。

環境変化に対応し得る強固な経営基盤を確立し、信頼できる企業を目指す

当社の強みを活かした新たな挑戦により、企業価値の向上を図る

企業の社会的責任を果たしステークホルダーの満足度を高める

[経営基盤の強化]

経営を取り巻く環境の変化に対応し得る強固な経営基盤を築くために、以下の方策に取り組んでまいります。

- 組織力・販売力の強化・・・人材育成、経営の見える化、販売体制の見直し
- コアシリーズ商品の拡販・・・高付加価値品の拡大
- 国際競争力を高めるための製造コスト削減・・・原料費、物流コスト等の削減
- 販売戦略に対応した設備投資・・・コアシリーズ商品の拡大に繋がる設備投資
- 国際会計基準への対応・・・退職給付制度の見直し
- 財務体質の強化・・・安定した収益の確保、キャッシュ・フロー管理等

[新規事業展開]

今後、需要拡大が期待される中国及びアジア新興国への拡販を進めるにあたり、既存拠点の拡充、新規拠点の整備、海外への設備投資又は海外メーカーとの提携を検討してまいります。なお、2011年1月、台湾に、弊社及び伊藤忠丸紅鉄鋼(株)、現地メーカーによる合弁会社「結進日金工精密金属股? 有限公司」を設立いたしました。同社は、ステンレス精密圧延品を主に扱う販売会社です。

[ステークホルダーの満足度向上]

ステークホルダーの信頼及び満足を得るために以下のCSR活動に取り組んでまいります。

- コンプライアンス強化・・・社員に対するコンプライアンス教育の徹底等
- リスク管理・・・リスク管理委員会の活用による定期的なリスクの洗い出し
- ステークホルダーへの情報開示・・・相互コミュニケーション
- 環境保全・・・リサイクル促進、鉄鋼副産物の有効利用、CO₂排出量削減

以上の取り組みによって、当社は、ステンレス鋼を通して、快適で豊かな暮らしや社会づくりに貢献することを目標に、今後ますます多様化する要望に応えていくため、絶えず研究と技術の向上に努め、全てのステークホルダーから信頼される企業として、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

これらの取組みは、上記(1)記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社取締役会は当社株式に対する大規模な買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資すると考え、大規模な買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定するとともに、上記に記載した基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた対応策の導入を平成19年5月22日開催の取締役会において決議し、同年の定時株主総会の承認をいただきました。

また、平成21年6月25日開催の当社第114回定時株主総会において、実質的に同一の内容による対応策(以下、「本対応策」といいます。)の継続を承認いただきました。

本対応策の有効期間は、平成23年6月23日開催の当社第116回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時まででありますので、当社は平成23年4月28日開催の取締役会において、本定時株主総会の承認をいただくことを条件に、本対応策を実質的に同一の内容にて継続することを決定いたしました。

本対応策の対象となる当社株式等の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為若しくはその提案行為又はこれらに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約とともに意向表明書を当社指定の書式に従い日本語にてご提出いただきます。当社取締役会は、意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動は、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗

措置をとることがあります。

本対応策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否か等に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。

また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向等を踏まえ、今後、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

- (4) 上記の取組みが、基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

上記(2)2.記載の、企業価値向上への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として、上記(1)記載の基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記(3)記載の、本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものであり、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、株主の皆様のご意向を反映するため、本対応策の継続については、定時株主総会の承認を経ることとしております。さらに、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、本対応策の継続及び廃止は、株主の皆様のご意向に沿うものとなっております。この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外者の委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれております。以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

この買収防衛策の詳細につきましては、平成23年4月28日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nikkinko.co.jp/>)に掲載しております。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項として、以下のものが挙げられます。

ステンレス鋼材の需給の変動

当社グループは、事業の100%近くがステンレス鋼・耐熱鋼に関連しているため、国際的なステンレス鋼材の需給変動により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

原材料価格の変動

ニッケル、クロム、モリブデン、購入屑等の原材料価格が国際的指標価格や資源需給により変動し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

取引先の需要動向

当社グループの主要な販売先である建設業界、家電業界、自動車業界の需要の減少により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

原材料調達

ニッケル、クロム、モリブデン、購入屑等の原材料調達先の業績不振、操業停止等に起因する原材料の供給停止・遅延等により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

海外情勢

当社グループの海外売上高は278億円であり、各地域での予期せぬ法令・税制の変更、政治・治安・経済情勢等のリスクにより、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

競合激化

ステンレス生産は中国をはじめ世界的に増加しておりますが、これら海外メーカーを含む競合先との競争激化により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

事故等に起因する事業活動の停止

当社グループの事業所が、大規模な台風・地震等の自然災害に見舞われた場合や重大な設備故障・労働災害等が発生した場合は、事業活動の停止・制約等により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

環境規制

当社グループは、事業活動により発生する廃棄物や有害物質等について、環境関連法令の適用を受けながら適切に処理しておりますが、今後、CO₂排出規制をはじめ、環境基準等が強化された場合、新たな対策費用の発生、操業停止等により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

コンプライアンス、内部統制

当社グループは、コンプライアンス(法令遵守)、財務報告の適正性確保をはじめ、適切な内部統制システムを構築し運用しておりますが、本システムの目的が完全に達成されることを保証するものではありません。従って、将来にわたり法令違反等が発生する可能性は皆無ではありません。また法規制等の変更により、法令遵守のための費用が増加し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、税効果会計の適用に当り、翌期以降の会計上の利益に対応させるべき税金を合理的に見積り繰延税金資産に計上しておりますが、繰延税金資産の回収可能性の検証結果によっては取崩しにより当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、期待収益率、割引率等数理計算上で設定される前提条件で算出しておりますが、これら前提条件の悪化により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

保有有価証券の価値の変動

当期末における当社グループの投資有価証券残高は76億円であり、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化等により、評価損が発生し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

為替相場の変動

当社グループは、製品の輸出、原料の輸入等で外貨建取引を行っているため、為替相場の変動により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

借入金に係る財務制限条項

当社が複数の金融機関との間で締結している借入金に係る契約には財務制限条項が定められており、当社の連結純資産額及び連結経常損益が当該財務制限条項に抵触する場合は、借入先金融機関の請求により、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

資金調達環境の変化

当社グループは、金融機関からの借入による資金調達を行っており、金利等の市場環境、資金需給の動向等の外部環境及び当社グループの業績動向により、金融機関から適時に必要とする借入を行うことができない場合、当社グループの資金調達に影響が生じる可能性があります。

なお、現時点では予測できない上記以外の事象により、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を受ける場合があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社	相手会社	地域	契約の内容	契約年月日	契約期限
当社	結進材料科技股? 有限公司 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	台湾 日本	中国・アジアを中心とする 高品質な精密圧延品の販売 に関する合併事業	平成22年11月18日	

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、研究開発本部に所属する商品開発部、研究部、分析部を主体として行い、ステンレス鋼等の鋼種開発及び用途開発、製造技術の研究を推進しております。

当期の研究開発の概要は次の通りであります。

(1) 独自鋼種の開発

ニッケル成分を低減しマンガンを添加したオーステナイト系ステンレス鋼のばね材用途の基礎研究と特性調査を行い商品化に繋げました。

(2) ステンレス鋼等の研究及び用途開発

汎用ステンレス鋼の用途開発のために、成分や製造条件の見直しを行い、加工性、耐食性、耐熱性などの特性を改善するための基礎研究を進めました。また、用途開拓のために市場製品の調査も行いました。

(3) ステンレス鋼等の製造技術の研究

熱延・冷延・精密圧延製品の品質改善に関する研究、及びコスト低減に関わる研究を引き続き行いました。

(4)副産物資源化の研究

製鋼スラグなどの製造工程で発生する副産物資源化のため、特性調査及び再資源化できる性質の基礎研究を進めました。

(5)分析技術の研究

原料や副産物に含まれる微量元素の分析精度向上と迅速化のための研究を進めました。

上記の他に、大学研究室、各種学会・協会との共同研究や交流を行い、当社の将来の基礎となる技術の獲得にも努めました。なお、当期の研究開発費の総額は434百万円であります。

(注)上記研究開発費の総額には消費税等は含まれておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当期の連結業績の概要は以下の通りです。

売上高

設備稼働率(売上量ベース)は70%強の水準ではありましたが、急激な円高による採算悪化を最小限に留めるべく輸出汎用品の受注抑制、高採算商品の拡販及び販売価格の是正を進めた結果、売上金額は前期比23.1%増の932億円となりました。

営業利益・経常利益

製品別採算管理の徹底、販売価格の是正及びコスト削減を強力に推進した結果、当期の営業利益は前期比64億円改善の14億円、経常利益は同62億円改善の3億円となりました。

税金等調整前当期純利益・当期純利益

特別利益として「相模原土地売却費用戻入益」3億円を計上し、税金等調整前当期純利益は前期比63億円改善の5億円、当期純利益は前期比67億円改善の3億円となりました。

なお、本年3月11日に発生した東日本大震災による影響は軽微に止まりました。

(2) 財政状態の分析

当期の連結財政状態の概要は以下の通りです。

資産

総資産は、前期末に比べて8億円増加し908億円となりました。

流動資産

「現金及び預金」は8億円減少しましたが、足元の売上高の増加により「受取手形及び売掛金」が7億円増加、原料価格等の上昇により「原材料及び貯蔵品」等のたな卸資産が39億円の増加、「その他」が8億円増加した結果、流動資産は前期末に比べて45億円増加の420億円となりました。

固定資産

「有形固定資産」は、設備投資を10億円実施し、減価償却費を48億円計上した結果、38億円減少、株価下落に伴い「投資有価証券」が6億円減少、「その他」が7億円増加した結果、固定資産は前期末に比べ36億円減少の487億円となりました。

負債

負債合計は、前期末とほぼ同額の687億円となりました。

流動負債

たな卸資産等の増加により「支払手形及び買掛金」が4億円増加、「短期借入金」が24億円増加、「1年内償還予定の社債」が償還70億円及び「社債」からの振替57億円により13億円減少、「未払金」が5億円減少、「未払費用」が3億円減少した結果、流動負債は前期末に比べて6億円増加し、459億円となりました。

固定負債

「社債」は「1年内償還予定の社債」への振替により57億円の減少、「長期借入金」は117億円の新規調達を行いました。約定返済5億円及び「短期借入金」への振替61億円により50億円の増加となり、この結果、固定負債は前期末に比べ5億円減少し、228億円となりました。

純資産

純資産合計は、前期末に比べ7億円増加し、220億円となりました。この結果、自己資本比率は前期比0.6%ポイント改善し24.3%となりました。

株主資本

当社は、平成22年12月16日を割当日とする野村證券株式会社に対する第三者割当方式による第1回乃至第6回行使価額修正条項付新株予約権を発行し、平成23年1月21日に第1回5億円、3月16日に第2回5億円のうち3.5億円が行使されたことにより、「資本金」が4億円増加、「資本準備金」が4億円増加しました。また、「利益剰余金」は当期純利益により3億円増加しております。

この結果、株主資本合計は前期末に比べ11億円増加し、222億円となりました。

その他の包括利益累計額

「その他有価証券評価差額金」が5億円減少し、「為替差額調整勘定」が1億円増加した結果、その他の包括利益累計額合計は前期末に比べ4億円減少し、1億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、生産性向上等を目的に、ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売部門において1,080百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、主要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員 (名)
			土地 (面積㎡)	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	その他	計	
衣浦製造所 (愛知県碧南市)	ステンレス鋼、 耐熱鋼その他 各種金属製品 の製造・加工 ・販売	ステンレス鋼、 耐熱鋼製造設 備他	5,895 (678,088)	13,027	17,179	512	36,614	517

(注) 1 帳簿価額「その他」は、工具器具及び備品及びリース資産であります。なお、帳簿価額には建設仮勘定の金額は含まれておりません。

2 福利厚生施設のうち同一市内に所在するものについては上記帳簿価額に含めております。

3 現在休止中の主要な設備はありません。

4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員 (名)
			土地 (面積㎡)	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	その他	計	
日金工鋼管(株) 本社・工場 (愛知県碧南市)	ステンレス鋼、 耐熱鋼その他 各種金属製品 の製造・加工 ・販売	溶接鋼管製造 ・加工設備	()	16	858	16	891	76
日金加工(株) 本社・工場 (愛知県碧南市)		ステンレス鋼 加工設備、染色 機械等の製造 設備	()	111	484	33	628	70

(注) 1 帳簿価額「その他」は、工具器具及び備品であります。なお、帳簿価額には建設仮勘定の金額は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

平成23年3月31日現在において、以下の重要な設備のリプレースの計画があります。

会社名	事業所名	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	完了予定時期	完成後の 増加能力
日本金属工業(株)	衣浦製造所 (愛知県碧南市)	製鋼工場	15,000	借入金及び 自己資金	平成23年10月 以降	

(注) 1 上記設備投資計画は、当初平成22年10月に稼働開始予定でありましたが、需要環境の悪化等により、平成23年10月以降に延期する旨を、平成21年3月19日に東京証券取引所に発表しております。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)重要な設備の除却等

平成23年3月31日現在において、以下の重要な設備の譲渡の計画があります。

会社名	所在地	事業部門の名称	売却土地の 帳簿価額 (百万円)	売却土地の 面積(m ²)
日本金属工業(株)	神奈川県相模原市	遊休地	4	6,160

(注) 上記遊休地は、平成17年7月26日に相模原市と調印いたしました「都市再生緊急整備地域内の開発に関する基本協定書と確認書」に基づき、平成23年4月1日付にて相模原市に無償譲渡をいたしました。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	185,605,475	185,605,475	東京証券取引所 市場第一部	1単元の株式数は1,000株 であります。
計	185,605,475	185,605,475		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき平成22年11月26日開催の取締役会において決議いたしました「第1回乃至第6回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)」を発行していますが、各回に共通する事項は以下の通りです。

(なお、以下では、各回新株予約権を個別に「本新株予約権」といい、第1回乃至第6回新株予約権を総称して又は個別に「本件新株予約権」といいます。)

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	10 (第2回3、第3回乃至第6回の合計43)	10 (第2回3、第3回乃至第6回の合計43)
新株予約権のうち自己 新株予約権の数	該当事項はありません	同左
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株 主の権利に特に制限のない株式 単元株式数1,000株	同左

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。</p> <p>ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。</p>	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求、別記(注)8「新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第8項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める個別行使期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図して行う行使請求、別記(注)8「新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第8項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初132円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	<p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成22年12月17日以降、平成24年12月14日までの間（以下「行使価額修正期間」という。）、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定（以下に定義する。）を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（修正開始日行使価額算定期間（以下に定義する。）の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額（なお、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、88円である。）および行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。）に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正され、上記 および に従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)										
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p> なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。 ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が88円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が220円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。 </p> <p> (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。 </p> <p> (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、または本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。 </p> <p> (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。 </p> <p> 4 行使価額の調整 </p> <p> (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 </p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">既発行 普通 株式数</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">交付普 通株式 数</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1株当 たりの払込 金額</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">時価</td> </tr> </table> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時価}}$	既発行 普通 株式数	+	交付普 通株式 数	×	1株当 たりの払込 金額	時価					同左
既発行 普通 株式数	+	交付普 通株式 数	×	1株当 たりの払込 金額								
時価												

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	<p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	<p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記() による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)11(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}$ <p style="text-align: center;">調整後行使価額</p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	<p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。	同左
新株予約権の行使期間	1 平成22年12月17日から平成25年12月16日までの期間（以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。）とする。ただし、平成25年12月16日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本 組入額(円)	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,119,750円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を、当該行使請求の時点（包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日）において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に50,119,750円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を乗じた金額を、当該行使請求の時点（包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日）において有効な交付株式数で除した金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	同左

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記(注)10「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記(注)9「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第(4)号に定める決済取扱場所に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記(注)9「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第(3)号に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)11「新株予約権行使の効力発生時期等」第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p>	同左

	事業年度末 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</p> <p>5 (1) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>()当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立が行なわれた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>()当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>()当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注)

1. 本件新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

2. 本件新株予約権の特質は以下の通りです。

(1) 本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間（それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）が当初行使価額（132円）を下回った場合には、交付される株式数が増加いたします。

(2) 本件新株予約権の行使価額の修正基準および修正頻度について

当社が行使価額修正の決定を行った回数の新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の翌銀行営業日から（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×92%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所終値の平均値×92%に修正されます（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。

(3) 行使価額等の下限等について

（ ）行使価額の下限

本件新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社東京証券取引所終値の80%に相当する88円です（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。

（ ）割当株式数の上限

本件新株予約権の目的となる株式数の上限は30,000,000株（発行決議日現在の発行済株式数177,215,809株の16.9%となっており、これを超えて行使されることはありません。）です（別記（注）3「本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容」第(1)号「上限議決権数超過行使等の制限に関する合意」を参照）。

（ ）割当株式数の下限

本件新株予約権のすべてが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本件新株予約権が上限行使価額（発行決議日の株式会社東京証券取引所終値の200%に相当する220円）（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）ですべて行使されたものとして算定すると、13,636,362株となります。

（ ）資金調達額の下限

資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である88円で行使された場合、調達金額の総額は2,647,185,000円となります。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性があります。

（ ）資金調達額の上限

資金調達額の上限については、本件新株予約権がすべて行使された場合、調達金額の総額は3,007,185,000円となります。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額の修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性があります。

(4) 本新株予約権には、当社の決定により本件新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております（別記（注）10「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」第(1)号を参照）。

以下、3～6は本件新株予約権に関する事項です。

3. 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

当社は、割当先である野村証券株式会社（以下「割当先」という。）との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結した買取契約において、下記の内容について合意しております。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に関する合意

() 当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式およびその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得または行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、30,000個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当または当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当の割合または変更前後における単元株式数の比率に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当の基準日または単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本件新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本件新株予約権の行使または同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。（以下、かかる本件新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。）

() 当社は、下記第(2)号「割当先による行使制限措置」（ ）に基づく割当先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当先に通知した上、別記（注）10「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」第(1)号に定める取得（残存する本新株予約権の全部の取得に限る。）の手続を行うものとする。ただし、割当先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

() 当社は、割当先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当先による行使制限措置

() 当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせない。

() 割当先は、制限超過行使および上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

4. 当社の株券の売買に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

割当先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結された取決めの内容

該当事項はありません

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

以下、7～11は本新株予約権に関する補足事項です。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金501,197,500円

本件新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

8. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1)行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年12月14日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(2)平成24年12月15日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(3)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(4)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日に行使日として行うものとする。

(5)本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

(6)本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを別記(注)9「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第(1)号に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(7)本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて別記(注)9「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第(3)号に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて別記(注)9「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第(4)号に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。

(8)各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

9. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

- (1) 新株予約権の行使請求受付場所
日本金属工業株式会社 財務部
- (2) 新株予約権の行使請求取次場所
該当事項はありません
- (3) 新株予約権の行使に関する払込取扱場所
野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部
- (4) 新株予約権の行使に関する決済取扱場所
野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部

10. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成24年12月14日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年12月14日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（別記（注）8「新株予約権の行使請求及び払込の方法」第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

11. 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記（注）8「新株予約権の行使請求及び払込み方法」第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記（注）10「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第116期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	17	17
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	8,389,666	8,389,666
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	101.32	101.32
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	850	850
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		17
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		8,389,666
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		101.32
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		850

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	8,389	185,605	426	13,408	426	7,682

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		31	44	214	63	12	17,334	17,698	
所有株式数(単元)		29,735	5,278	54,205	4,000	66	91,900	185,184	421,475
所有株式数の割合(%)		16.04	2.85	29.27	2.16	0.04	49.64	100.00	

(注) 1 自己株式数4,114,139株は「個人その他」の欄に4,114単元、「単元未満株式の状況」の欄に139株それぞれ含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3-4-1	9,500	5.12
日金工取引先持株会	東京都千代田区霞が関3-2-6 日本金属工業株式会社内	8,780	4.73
株式会社メタルワン	東京都港区芝3-23-1	6,379	3.44
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	4,526	2.44
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	4,526	2.44
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1	4,082	2.20
阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4-3-9	3,490	1.88
大陽ステンレススプリング株式会社	東京都練馬区三原台1-15-17	3,363	1.81
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	3,218	1.73
丸全昭和運輸株式会社	神奈川県横浜市中区南仲通2-15	3,193	1.72
計		51,058	27.51

(注) 1 日金工取引先持株会所有株式数には、会社法第308条第1項及び会社法施行規則67条により議決権を有しない株式相当数14千株が含まれております。

2 自己株式4,114千株(2.22%)は上記「大株主の状況」から除外しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,114,000 (相互保有株式) 普通株式 14,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 181,056,000	181,056	
単元未満株式	普通株式 421,475		
発行済株式総数	185,605,475		
総株主の議決権		181,056	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式139株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本金属工業(株)	東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 6	4,114,000		4,114,000	2.2
(相互保有株式) 新興金属(株)	東京都中央区日本橋茅場町 2 - 6 - 5		14,000	14,000	0.0
計		4,114,000	14,000	4,128,000	2.2

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における 共有持分数	日金工取引先持株会	東京都千代田区霞が関3 - 2 - 6

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,875	656,310
当期間における取得自己株式	495	44,763

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	4,114,139		4,114,634	

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分に関する基本方針は、株主の皆様への将来にわたる安定配当を重視することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保資金については、財務体質の強化を図りつつ、今後の収益成長と競争力強化のための投資及び研究開発費等に投入していく所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当については、該当事項がありません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	653	700	396	250	161
最低(円)	211	265	98	111	55

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	119	112	116	118	112	108
最低(円)	97	93	104	102	102	55

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		義村 博	昭和23年2月14日生	昭和45年4月 平成13年4月 同 年6月 同15年4月 同18年12月 同19年4月	当社入社 当社衣浦製造所長 当社取締役衣浦製造所長 当社常務取締役 当社代表取締役常務 当社代表取締役社長(現)	(注3)	120
常務取締役	総務人事・財務・システム管理統括担当	由川 潤一郎	昭和25年2月2日生	昭和47年4月 平成16年3月 同17年6月 同19年6月	当社入社 当社財務部長 当社取締役財務部長 当社常務取締役(現)	(注3)	82
常務取締役	研究開発・生産担当、生産本部長	高瀬 賢一朗	昭和25年1月28日生	昭和50年4月 平成19年4月 同 年6月 同20年4月	当社入社 当社衣浦製造所長 当社取締役衣浦製造所長 当社常務取締役(現)	(注3)	37
常務取締役	購買・海外事業・営業企画・営業担当、海外事業部長兼営業本部長	小森 浩平	昭和30年7月28日生	昭和53年4月 平成15年4月 同16年3月 同19年6月 同22年4月	当社入社 当社営業本部営業統括部長 当社購買部長 当社取締役購買部長 当社常務取締役(現)	(注3)	38
常務取締役	経営企画担当、経営企画部長兼IR室長	佐々木 雅啓	昭和31年11月5日生	昭和56年4月 平成18年4月 同19年10月 同21年6月 同23年4月	当社入社 当社営業本部市場開拓部長 当社経営企画部長兼IR室長 当社取締役経営企画部長兼IR室長 当社常務取締役(現)	(注3)	24
取締役	研究開発本部長	羽原 康裕	昭和29年12月27日生	昭和55年4月 平成19年2月 同 年6月 同20年9月 同21年3月 同23年4月	当社入社 当社研究開発本部長兼研究部長兼商品開発部長 当社取締役研究開発本部長兼研究部長 当社取締役研究開発本部長兼生産本部衣浦製造所副所長 当社取締役生産本部衣浦製造所長 当社取締役研究開発本部長(現)	(注3)	48
取締役	総務人事部長兼コンプライアンス室長	島田 敏彦	昭和33年6月19日生	昭和56年4月 平成20年4月 同21年6月 同22年4月 同 年10月 同23年4月	当社入社 当社営業本部副本部長兼鋼板販売部長 当社取締役営業本部長兼鋼板販売部長 当社取締役営業本部長兼鋼板建材販売部長 当社取締役営業本部長 当社取締役総務人事部長兼コンプライアンス室長(現)	(注3)	13
取締役	生産本部 衣浦製造所長	南保 由明	昭和34年1月3日生	昭和56年4月 平成19年10月 昭和21年3月 同 年8月 同22年10月 同23年4月 同 年6月	当社入社 当社営業本部市場開拓部長 当社生産本部衣浦製造所副所長 当社総務人事部長兼コンプライアンス室長 当社総務人事部長兼生産本部衣浦製造所副所長 当社生産本部衣浦製造所長 当社取締役生産本部衣浦製造所長(現)	(注3)	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		池田 靖 (注1)	昭和21年4月18日生	昭和47年4月 同52年4月 同59年5月 平成9年3月 同13年6月 同19年5月 同 年6月 同 年6月 同21年6月	弁護士登録 三宅・今井法律事務所入所 同事務所パートナー(現 三宅・今井・池田法律事務所パートナー)(現) ㈱大沢商会管財人代理 ㈱京樽管財人 ㈱角川書店(現 株)角川グループホールディングス)監査役(現) 当社独立委員会委員(現) 当社取締役(現) ソニーフィナンシャルホールディングス(現)取締役(現) ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ監査役(現)	(注3)		
監査役 (常勤)		村岡 浩一	昭和30年10月29日生	昭和55年4月 平成14年4月 同20年4月 同21年7月 同23年5月 同 年6月	当社入社 当社衣浦製造所総務部長 当社財務部長 当社理事財務部長 当社社長付理事 当社監査役(常勤)(現)	(注4)	3	
監査役 (常勤)		高橋 邦夫(注2)	昭和26年11月22日生	昭和50年4月 平成14年5月 同15年1月 同 年3月 同 年6月 同 年10月 同16年4月 同17年6月 同22年6月	㈱大和銀行入行 同行本店公務部長 同行大阪公務部長 ㈱りそな銀行大阪公務部長 同行執行役大阪公務部長 同行執行役大阪営業部長 ㈱埼玉りそな銀行常勤監査役 ㈱近畿大阪銀行常勤監査役 当社監査役(常勤)(現)	(注5)		
監査役		五十嵐 邦正 (注2)	昭和24年7月10日生	昭和63年4月 平成7年12月 同14年8月 同17年5月 同19年5月 同20年6月	日本大学商学部教授(現) 一橋大学博士(商学) 国税庁税務大学校講師(現) 財団法人産業経理協会評議員(現) 当社独立委員会委員(現) 当社監査役(現)	(注6)		
計								370

- (注) 1 取締役池田靖氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 2 監査役(常勤)高橋邦夫氏並びに監査役五十嵐邦正氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
補欠監査役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
永島 正春	昭和24年11月9日生	昭和49年3月 同54年4月 同56年4月 平成19年2月 同21年6月	一橋大学社会学部卒業 司法研修所入所 弁護士登録 日弁連税制委員会税制部会長 日弁連税制委員会税制部会副部会長(現)		

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題として位置づけ、経営環境の変化に対応した適法性、透明性、効率性の高い経営を目指しております。

「企業理念」「行動指針」を制定することで、企業倫理と行動基準を明確にし、それを社内で徹底することにより、業務執行の適法性、透明性、効率性に取り組んでおります。

なお、当社では、グループ全社の役員・従業員全員に、日常の業務遂行の参考に供するため「コンプライアンス・ハンドブック」を配布し、常時閲覧できる体制を整えております。

また、不正行為等の早期発見のため「社内ヘルプライン規程」を設け、企業倫理相談窓口が、従業員からの通報・相談を受ける体制を整え、平成20年4月1日より実施しております。

企業統治の体制

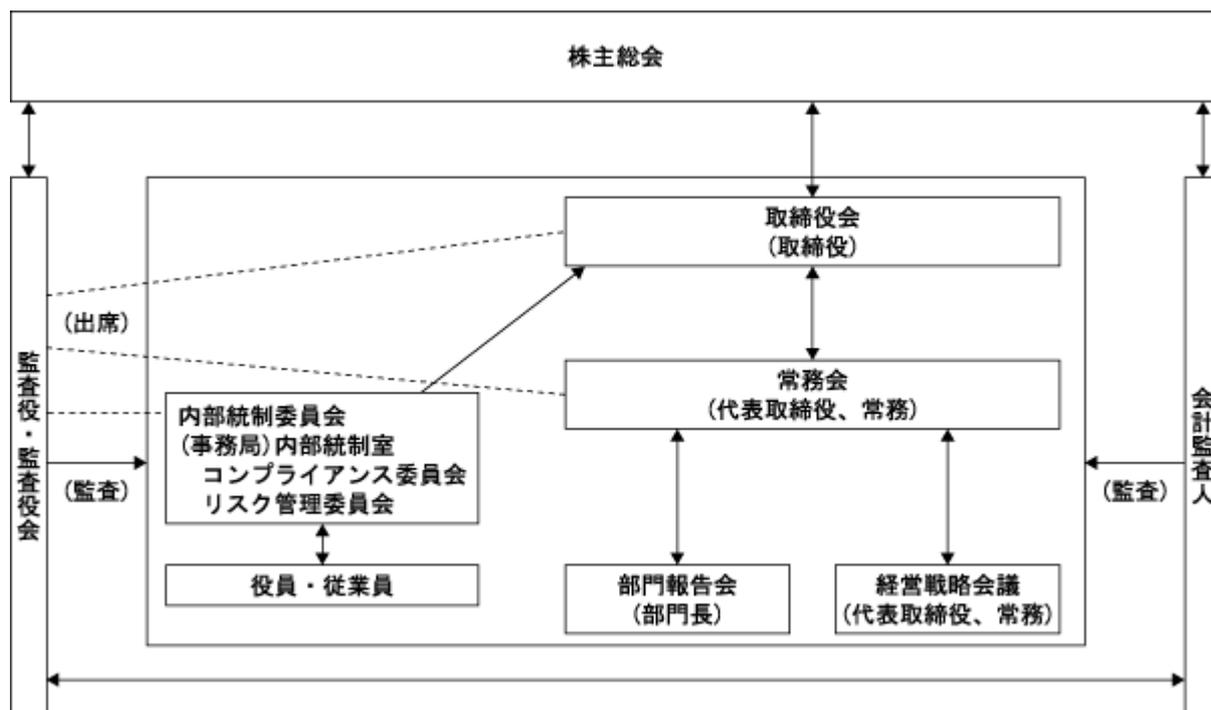
イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、毎月開催する取締役会、原則毎週開催する常務会において、会社業務の重要事項の決定、業務執行の監督を行っております。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役及び監査役会による監査により、コーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。さらに、経営戦略会議や部門報告会等の社内会議を通じて、業務執行の効率化を図っております。

コーポレート・ガバナンスに関する社内組織としては、企業活動における法令遵守と社会秩序の維持を徹底させるため総務人事部コンプライアンス室を、また株主の皆様への有益な情報管理に取り組むため経営企画部IR室をそれぞれ設置しております。

また、当社における内部統制システムの構築を推進するため、代表取締役を委員長とした「内部統制委員会」を設けており、内部統制の監査強化を目的に、内部統制委員会を総括する社内組織として、内部統制室を設置しております。

□ 会社の機関の内容



八 内部統制システムの整備の状況

当社の「内部統制システム構築の基本方針」につきましては、平成18年5月8日開催の取締役会において決議したものを、その後の検討・実施状況を踏まえ、適宜見直しを行い、平成22年8月19日開催の取締役会において下記の通り改訂しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という）を整備する。取締役は、担当を明確にするとともに、相互に確認し合うことで、実効性のある内部統制システムを構築し、実践する。

代表取締役を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制のための諸制度が職場において有効に機能しているかを公正に評価すると同時に、その結果に基づき、内部統制環境の改善のために講ずるべき施策を取締役に具申する。

また、代表取締役直属の組織として「内部統制室」を設置し、「内部統制委員会」を総括する。「内部統制室」は独立した立場で内部監査の計画・実施を行い、監査結果を「内部統制委員会」へ報告し、内部統制システムの有効性の向上を図る。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」及び「日金工グループコンプライアンス規程」を、取締役及び使用人が企業倫理、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動指針・規範とする。

総務人事部コンプライアンス室は、グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、取締役及び使用人に対し必要な教育・指導を実施し、これら行動指針・規範の周知徹底を図る。また、コンプライアンスの状況をモニタリングし、取締役及び監査役に対し、グループ全体のコンプライアンスの状況を定期的に報告する。

コンプライアンス委員会は、総務人事担当常務取締役を委員長とし、グループにおけるコンプライアンスの有効性の向上、違反行為に対する是正措置及び再発防止策等の検討を行う。

総務人事部コンプライアンス室は、コンプライアンス委員会の検討結果を踏まえて各施策を推進すると共に、内部通報制度である「社内ヘルプライン制度」を活用し、コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「企業行動憲章」に基づき、毅然とした態度で臨み、それらとは一切の関係を持たず、さらには不当要求を断固拒否することを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営企画部は、取締役会議事録、りん議書、その他取締役の職務の執行に係る情報を、「文書保存規程」に従って適切に保存する。

経営企画部は、取締役及び監査役から要求があるとき、これを閲覧に供するものとする。グループ各社の文書管理については、総務人事部が当社に準じた指導を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に、リスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻く重要なリスクに対して、的確な管理・統制ができる仕組みを構築し、運営していく。

経営企画部は、全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、取締役及び監査役に対して、グループ全体のリスク管理の状況を定期的に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に例示した経営管理機能を働かせることにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ・ 職務権限や意思決定ルールを定めた社内規程（職制規程、取締役会規程、常務会規程、

常務会付議事項並びに取扱規則、りん議（専決事項）決裁区分取扱内規等）の確実な実施

- ・ 取締役会、常務会による経営計画の策定と実績進捗管理の実施
- ・ 各部門長による常務以上への報告会の実施

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体を対象とした規程の制定と徹底、グループの内部統制を統括する担当部署（当社内）の明確化、当社及びグループ各社間において内部統制に関する協議と情報の共有化を促進する会議の定期的な開催等を通じて、グループ全体における業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織を財務部とし、監査役が補助すべき使用人を求めた場合は、財務部のスタッフが兼務する。

また上記使用人の人事異動について、当社は監査役会の意見を尊重するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、または当社及び当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告する。

監査役への報告の担当部署は、経営企画部とする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための体制を整備及び運用するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程とIT環境の整備を図る。グループ内のすべての取締役及び使用人は、当社及び当社グループの財務報告の適正性の確保に全力で取り組む。

財務部は財務報告を統括的に管理し、適正性を確保すると共に、取締役及び監査役に対して、グループ全体の財務状況を定期的に報告する。

二 リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク管理規程」に当社及び当社グループのリスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻く重要なリスクに対して、的確な管理・統制が出来る仕組みを構築し、運営していきます。

推進体制

取締役会： 経営レベルでの戦略的な意思決定を行う際に想定される重要なリスクを管理する。

経営企画部： 取締役会の事務局として、当社及び当社グループ全体のリスク管理を統括する。リスク管理を各部門に徹底させると共に、各部門での実施状況をまとめて、取締役会及び監査役会に報告する。

各部門： 各部門が直面する業務上の重要なリスクを正しく把握、分析、評価し、適切な対応策を検討・立案、実施し、その実施状況を経営企画部に報告する。また、これらについては、経営環境に応じて、定期的に見直すものとする。

ホ 社外取締役及び社外監査役との間で締結している会社法第427条第1項に規定する契約の概要

当社は社外取締役及び監査役との間において、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。

内部監査及び監査役監査の状況

イ 内部監査

当社の内部監査については、代表取締役の直属の組織として「内部統制室」を設置しており、独立した立場で、会社が定める規程等の遵守状況や業務全般に関して妥当性、有効性、適法性について内部監査を実施しております。

また、「内部統制室」は、監査役及び会計監査人と意見交換を行うなど相互連携して監査を行っております。

ロ 監査役監査

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されており、取締役会への出席や業務状況の調査等を通じ、取締役の業務執行の適法性を監査しております。また、監査役会は、会計監査人と意見交換を行うなど相互連携して監査を行っております。

なお、当社の監査役五十嵐邦正氏は、一橋大学博士（商学）であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

ハ 会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法に基づく連結計算書類等の監査、金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容は次の通りです。

1. 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、5,200万円又は監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

2. 監査受嘱者の行為が上記1項の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

なお、同監査法人又は当社監査に関与する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当期において監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 河野 明	新日本有限責任監査法人	1年
指定有限責任社員 業務執行社員 市瀬 俊司	新日本有限責任監査法人	4年

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名であります。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社では、社外取締役1名と社外監査役2名を選任しております。

□ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害
 関係

当社と社外役員との間に、特別な利害関係はありません。

ハ 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、当社とは異なる事業分野の企業の社外役員の経験等に基づく貴重な提言等は、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など当社のコーポレート・ガバナンスに、非常に有意義であると考えております。

なお、当社は社外取締役である池田靖氏及び社外監査役である五十嵐邦正氏を独立委員会の委員に選任しており、当社の買収防衛策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性、公正性を担保しております。

また、社外役員と内部統制室は相互に連携をとりながら、組織・制度監査、業務監査に努めております。

ニ 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

役名	氏名	当該社外役員の選任に関する考え方
取締役	池田 靖	弁護士としての専門的な知識経験は、コーポレートガバナンス充実の為に適任と判断いたしました。
監査役（常勤）	高橋 邦夫	当社の主要借入先である（株）りそな銀行の出身であり、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を当社の監査業務にいかしていただけると判断いたしました。
監査役	五十嵐 邦正	日本大学商学部教授であり、会計学及び経営学に関する高い学識・経験を当社の監査業務にいかしていただけると判断いたしました。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

ハ 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役、監査役及び会計監査人（取締役、監査役及び会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の特別決議事項の審議をより確実にを行うことを目的とするものであります。

役員報酬の内容

区 分	員 数	報酬額
取 締 役	10名	108百万円
監 査 役	4名	28百万円
合 計	14名	136百万円
(内社外役員)	(4名)	(19百万円)

- (注) 1. 上記には、平成22年6月24日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第112回定時株主総会において取締役の報酬額は「年額4億円以内」、監査役の報酬額は「年額9千2百万円以内」と決議されております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は33銘柄の投資株式を保有しており、貸借対照表に6,813百万円計上しております。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日新製鋼(株)	5,000,000	975	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
阪和興業(株)	2,390,000	946	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
(株)長府製作所	409,000	893	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
住友金属鉱山(株)	512,000	712	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
丸全昭和運輸(株)	1,971,892	674	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
(株)日阪製作所	600,000	544	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
J F Eホールディングス(株)	129,000	485	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
太陽日酸(株)	468,853	428	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
東海カーボン(株)	593,000	322	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
THAINOX STAINLESS PUBLIC CO.,LTD.	35,933,668	157	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
大同特殊鋼(株)	400,000	157	取引先との関係の維持・強化を目的としております。

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日新製鋼(株)	5,000,000	895	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
阪和興業(株)	2,390,000	879	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
(株)長府製作所	409,000	852	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
住友金属鉱山(株)	512,000	732	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
(株)日阪製作所	600,000	607	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
丸全昭和運輸(株)	1,994,579	580	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
大陽日酸(株)	475,488	329	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
J F Eホールディングス(株)	129,000	313	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
東海カーボン(株)	593,000	245	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
大同特殊鋼(株)	400,000	189	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
東邦ガス(株)	220,000	94	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
(株)T Y K	480,000	89	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
日本金属(株)	500,000	74	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
J Xホールディングス(株)	127,000	71	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
品川リフラクトリーズ(株)	175,000	48	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
岡谷鋼機(株)	50,000	44	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
元旦ビューティー工業(株)	100,000	39	取引先との関係の維持・強化を目的としております。
新家工業(株)	33,000	4	取引先との関係の維持・強化を目的としております。

八 保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	39		31	
連結子会社				
計	39		31	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の適切な把握、及び会計基準等の変更等への的確な対応を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報収集を行うとともに、同機構が行う研修等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,201	4,307
受取手形及び売掛金	10,418	11,174
商品及び製品	3,944	4,576
仕掛品	7,364	8,190
原材料及び貯蔵品	9,125	11,651
繰延税金資産	860	700
その他	667	1,474
貸倒引当金	20	12
流動資産合計	37,561	42,063
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,119	13,197
機械装置及び運搬具（純額）	21,233	18,438
土地	5,954	5,954
建設仮勘定	299	280
その他（純額）	680	602
有形固定資産合計	42,287 _{1, 3}	38,473 _{1, 3}
無形固定資産	139	144
投資その他の資産		
投資有価証券	8,219 ₂	7,603 ₂
繰延税金資産	248	293
その他	1,596	2,302
貸倒引当金	36	35
投資その他の資産合計	10,028	10,163
固定資産合計	52,454	48,781
資産合計	90,016	90,844

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,083	14,580
短期借入金	21,532	23,965
1年内償還予定の社債	7,035	5,735
未払金	854	346
未払費用	842	467
未払法人税等	39	17
賞与引当金	474	316
その他	379	471
流動負債合計	45,241	45,900
固定負債		
社債	6,657	922
長期借入金	13,002	18,047
繰延税金負債	65	17
退職給付引当金	3,691	3,834
その他	23	24
固定負債合計	23,440	22,845
負債合計	68,681	68,745
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,982	13,408
資本剰余金	7,256	7,682
利益剰余金	1,848	2,184
自己株式	1,051	1,052
株主資本合計	21,035	22,223
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	673	97
繰延ヘッジ損益	27	10
為替換算調整勘定	347	216
その他の包括利益累計額合計	299	129
新株予約権	-	5
純資産合計	21,335	22,098
負債純資産合計	90,016	90,844

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
売上高	75,705	93,203
売上原価	1, 2 74,769	1, 2 86,264
売上総利益	935	6,938
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,604	1,767
給料及び賞与	1,268	1,144
賞与引当金繰入額	93	88
退職給付費用	379	279
貸倒引当金繰入額	29	4
賃借料	529	444
その他	1 2,054	1 1,766
販売費及び一般管理費合計	5,960	5,496
営業利益又は営業損失()	5,024	1,442
営業外収益		
受取利息	0	3
受取配当金	168	146
持分法による投資利益	104	12
助成金収入	170	53
たな卸資産売却益	-	136
その他	180	240
営業外収益合計	623	592
営業外費用		
支払利息	974	1,186
為替差損	258	350
その他	282	176
営業外費用合計	1,514	1,713
経常利益又は経常損失()	5,916	320

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	499	-
相模原土地売却費用戻入益	-	300
特別利益合計	499	300
特別損失		
固定資産除却損	3 46	3 56
投資有価証券評価損	82	-
事務所移転費用	190	-
環境対策費	75	-
災害による損失	-	22
債権譲渡損	-	18
相模原土壌浄化費用	-	14
その他	47	-
特別損失合計	443	112
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	5,860	507
法人税、住民税及び事業税	44	68
法人税等還付税額	37	-
法人税等調整額	543	103
法人税等合計	550	171
少数株主損益調整前当期純利益	-	336
少数株主利益	-	-
当期純利益又は当期純損失()	6,410	336

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	336
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	576
繰延ヘッジ損益	-	16
持分法適用会社に対する持分相当額	-	130
その他の包括利益合計	-	2 429
包括利益	-	1 93
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	93
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	12,982	12,982
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	426
当期変動額合計	-	426
当期末残高	12,982	13,408
資本剰余金		
前期末残高	7,256	7,256
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	426
当期変動額合計	-	426
当期末残高	7,256	7,682
利益剰余金		
前期末残高	9,193	1,848
当期変動額		
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,410	336
自己株式の処分	432	-
当期変動額合計	7,345	336
当期末残高	1,848	2,184
自己株式		
前期末残高	3,106	1,051
当期変動額		
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	2,056	-
当期変動額合計	2,054	0
当期末残高	1,051	1,052
株主資本合計		
前期末残高	26,326	21,035
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	852
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,410	336
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	1,624	-
当期変動額合計	5,291	1,187
当期末残高	21,035	22,223

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	577	673
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,251	576
当期変動額合計	1,251	576
当期末残高	673	97
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4	27
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	16
当期変動額合計	23	16
当期末残高	27	10
為替換算調整勘定		
前期末残高	205	347
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	141	130
当期変動額合計	141	130
当期末残高	347	216
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	787	299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,086	429
当期変動額合計	1,086	429
当期末残高	299	129
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	5
当期変動額合計	-	5
当期末残高	-	5
純資産合計		
前期末残高	25,539	21,335
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	852
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,410	336
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	1,624	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,086	424
当期変動額合計	4,204	763
当期末残高	21,335	22,098

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	5,860	507
減価償却費	4,885	4,896
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	25
退職給付引当金の増減額(は減少)	400	635
賞与引当金の増減額(は減少)	148	158
受取利息及び受取配当金	168	149
支払利息	974	1,186
固定資産除却損	46	56
投資有価証券評価損益(は益)	82	-
投資有価証券売却損益(は益)	499	63
相模原土地売却費用戻入益	-	300
持分法による投資損益(は益)	104	12
売上債権の増減額(は増加)	3,532	727
たな卸資産の増減額(は増加)	2,584	3,993
仕入債務の増減額(は減少)	4,328	75
未払消費税等の増減額(は減少)	125	283
移転費用	190	-
環境対策費	75	-
その他	46	282
小計	2,783	507
利息及び配当金の受取額	284	242
利息の支払額	928	1,209
法人税等の支払額	1,087	80
移転費用の支払額	92	-
その他	-	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,431	549
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	1,231	139
投資有価証券の売却による収入	1,062	257
有形固定資産の取得による支出	2,135	1,768
有形固定資産の売却に係る費用支払額	244	12
その他	169	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,718	1,644

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,168	999
長期借入れによる収入	11,500	11,750
長期借入金の返済による支出	7,862	5,271
社債の償還による支出	1,447	7,035
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の処分による収入	1,624	-
新株予約権の発行による収入	-	7
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	850
配当金の支払額	503	1
その他	2	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,138	1,297
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	20	2
現金及び現金同等物の期首残高	3,991	893
現金及び現金同等物の期首残高	9,192	5,201
現金及び現金同等物の期末残高	5,201	4,307

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>当社の子会社6社のうち4社を連結の範囲に含めております。</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。</p> <p>非連結子会社2社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみていずれも少額であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除外しております。</p> <p>非連結子会社数 2社 会社名 NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD NIPPON METAL SERVICES(M) SDN. BHD.</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用した非連結子会社の数 2社 会社名 NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD NIPPON METAL SERVICES(M) SDN. BHD.</p> <p>持分法を適用した関連会社の数 1社 会社名 新興金属株式会社</p> <p>当連結会計年度より、株式の取得を進めた結果、重要性が増したため、関連会社である新興金属(株)を持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>持分法を適用していない関連会社(万世鋼機(株)、(株)スワンメタル)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>同左</p> <p>持分法を適用した関連会社の数 1社 会社名 新興金属株式会社</p> <p>持分法を適用していない関連会社(結進日金工精密金属股? 有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>なお、前連結会計年度まで関連会社であった(株)スワンメタルは、平成22年6月30日付けをもって清算終了いたしました。</p> <p>また、万世鋼機(株)については、平成23年1月1日付けをもってMIステンレスセンター(株)と合併したことにより、当社の当該会社に対する議決権比率が低下したことから、関連会社の範囲から除外しております。</p>
3 連結子会社の事業年度に関する事項	<p>連結子会社の決算日は3月31日であります。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項		
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 商品及び製品・仕掛品	<p>総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p>	同左
原材料及び貯蔵品	<p>移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p>	同左
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
(4) 固定資産の減価償却方法 有形固定資産	定額法を採用しております。	同左
無形固定資産	定額法を採用しております。	同左
リース資産	<p>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)の適用初年度前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
(5) 繰延資産の処理方法	支払時に全額費用処理する方法を採用しております。	同左
(6) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	同左

賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により当期負担額を計上しております。	同左
-------	---	----

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(退職金制度においては14年、確定給付企業年金制度においては12年)による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。</p>	<p>同左</p> <p>(追加情報) 当社は当連結会計年度において当社が採用している確定給付型の企業年金基金制度について、給付利率を確定利率の制度から給付利率変動型年金制度へ変更しております。</p> <p>上記の変更に伴い、退職給付債務(過去勤務債務)は1,145百万円減少しております。これにより、当連結会計年度において営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は71百万円それぞれ増加しております。</p>
(7) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>なお、変動金利の借入金の一部について金利スワップ取引等により変動リスクをヘッジしておりますが、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。</p>	<p>同左</p>
ヘッジ手段とヘッジ対象	<p>(1)金利スワップ取引 借入金利息</p> <p>(2)為替予約取引 予定取引に係る売掛金等</p>	<p>(1)金利スワップ取引 同左</p> <p>(2)為替予約取引 同左</p>
ヘッジ方針	<p>金利相場及び為替の相場変動リスクの軽減を目的にデリバティブ取引を行っております。また、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。</p>	<p>同左</p>
ヘッジ有効性評価の方法	<p>金利スワップについては、特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。為替予約取引については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としています。
(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の処理方法	税抜方式を採用しております。	同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としております。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
退職給付に係る会計基準の適用	当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 これによる連結財務諸表に与える影響はありません。	
資産除去債務に関する会計基準等		当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。
持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用		当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
企業結合に関する 会計基準等の適用		当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 なお、本基準等に該当する事項はありません。

【表示方法の変更】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
連結貸借対照表関係	前連結会計年度において区分掲記しておりました「前受金」(当連結会計年度 9百万円)は、負債及び純資産の合計額の5/100以下であるため、当連結会計年度においては流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
連結損益計算書関係		1. 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「たな卸資産売却益」(前連結会計年度 6百万円)は、営業外収益合計の10/100を超えることとなったため、当連結会計年度においては区分掲記をしております。 2. 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年 3月24日内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																										
1 有形固定資産減価償却累計額	93,334百万円	97,826百万円																																										
2 非連結子会社及び関連会社に対するもの	投資有価証券(株式) 601百万円	投資有価証券(株式) 754百万円																																										
3 担保に供している資産 有形固定資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>5,895</td> <td rowspan="5">工場財団</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>13,063</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>12,185</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保資産に対する債務等(含む一年内返済分)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td>14,949百万円</td> </tr> <tr> <td>社債銀行保証</td> <td>10,754百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25,704百万円</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額 (百万円)	備考	土地	5,895	工場財団	建物及び構築物	13,063	機械装置及び運搬具	12,185	その他	4	計	31,150	長期借入金	14,949百万円	社債銀行保証	10,754百万円	計	25,704百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>5,895</td> <td rowspan="5">工場財団</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>12,224</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>10,283</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28,404</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保資産に対する債務等(含む一年内返済分)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>14,930百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>22,220百万円</td> </tr> <tr> <td>社債銀行保証</td> <td>6,657百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43,808百万円</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額 (百万円)	備考	土地	5,895	工場財団	建物及び構築物	12,224	機械装置及び運搬具	10,283	その他	1	計	28,404	短期借入金	14,930百万円	長期借入金	22,220百万円	社債銀行保証	6,657百万円	計	43,808百万円
科目	金額 (百万円)	備考																																										
土地	5,895	工場財団																																										
建物及び構築物	13,063																																											
機械装置及び運搬具	12,185																																											
その他	4																																											
計	31,150																																											
長期借入金	14,949百万円																																											
社債銀行保証	10,754百万円																																											
計	25,704百万円																																											
科目	金額 (百万円)	備考																																										
土地	5,895	工場財団																																										
建物及び構築物	12,224																																											
機械装置及び運搬具	10,283																																											
その他	1																																											
計	28,404																																											
短期借入金	14,930百万円																																											
長期借入金	22,220百万円																																											
社債銀行保証	6,657百万円																																											
計	43,808百万円																																											
4 偶発債務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証債務残高 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>299</td> <td>住宅資金借入金</td> </tr> <tr> <td>NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD</td> <td>199</td> <td>金融機関借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>499</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	299	住宅資金借入金	NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	199	金融機関借入金	計	499		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証債務残高 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>262</td> <td>住宅資金借入金</td> </tr> <tr> <td>NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD</td> <td>197</td> <td>金融機関借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>460</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	262	住宅資金借入金	NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	197	金融機関借入金	計	460																			
被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容																																										
従業員	299	住宅資金借入金																																										
NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	199	金融機関借入金																																										
計	499																																											
被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容																																										
従業員	262	住宅資金借入金																																										
NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	197	金融機関借入金																																										
計	460																																											
5 受取手形割引高	2,419百万円	2,830百万円																																										

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)												
6 当座貸越契約	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引銀行のりそな銀行、横浜銀行他3行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越契約の総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>15,130百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>870百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	16,000百万円	借入実行残高	15,130百万円	差引額	870百万円	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引銀行のりそな銀行、横浜銀行他3行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越契約の総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>15,230百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>770百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	16,000百万円	借入実行残高	15,230百万円	差引額	770百万円
当座貸越契約の総額	16,000百万円													
借入実行残高	15,130百万円													
差引額	870百万円													
当座貸越契約の総額	16,000百万円													
借入実行残高	15,230百万円													
差引額	770百万円													
7 財務制限条項	<p>長期借入金、社債（一年内返済分及び一年内償還分を含む）には、財務制限条項が付されたものがあり、内容は主に以下の通りであります。</p> <p>連結貸借対照表における純資産の部の金額を17,676百万円以上（平成21年12月末の純資産の部の金額の75%）に維持すること。</p> <p>連結損益計算書の経常損益につき、2期（但し、平成21年3月期を含まない。）連続して損失を計上しないこと。</p>	同左												

(連結損益計算書関係)

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)								
1 研究開発費の総額	<p>一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費</p> <p>498百万円</p>	<p>一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費</p> <p>434百万円</p>								
2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額	<p>売上原価</p> <p>453百万円</p>	<p>売上原価</p> <p>53百万円</p>								
3 特別損失における固定資産除却損の内訳	<table> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	32百万円	その他	14百万円	<table> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	56百万円	その他	0百万円
機械装置及び運搬具	32百万円									
その他	14百万円									
機械装置及び運搬具	56百万円									
その他	0百万円									

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1	当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
	親会社株主に係る包括利益	5,323百万円
2	当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
	その他有価証券評価差額金	1,251百万円
	繰延ヘッジ損益	23百万円
	持分法適用会社に対する持分相当額	141百万円
	計	1,086百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	177,215,809			177,215,809

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,099,770	8,494	8,000,000	4,108,264

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 8,494株

減少数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当による処分 8,000,000株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月25日 定時株主総会	普通株式	330	2.0	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	173	1.0	平成21年 9月30日	平成21年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	177,215,809	8,389,666		185,605,475

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による増加 8,389,666株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,108,264	11,275		4,119,539

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取り等による増加 11,275株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回乃至第6回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)	普通株式		24,677,507	8,389,666	16,287,841	5

(注) 1. 第1回乃至第6回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 第1回乃至第6回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」欄は、当該新株予約権の新株予約権要項に規定された行使価額に基づき算出しております。

第1回新株予約権(10個)...修正後行使価額105.4円(平成23年1月21日)

第2回新株予約権(7個)...修正後行使価額 96.0円(平成23年3月16日)

第2回乃至第6回新株予約権(43個)...行使価額132円(平成23年3月31日現在)

3. 第1回乃至第6回新株予約権における当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであり、当連結会計年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 5,201百万円	現金及び預金勘定 4,307百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	預入期間が3か月を超える定期預金
指定金銭信託	指定金銭信託
現金及び現金同等物 5,201百万円	現金及び現金同等物 4,307百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																								
リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>1,715</td> <td>868</td> <td>846</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>258</td> <td>154</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,010</td> <td>1,052</td> <td>958</td> </tr> </tbody> </table>	科目	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	1,715	868	846	工具器具及び備品	258	154	103	その他	36	28	8	合計	2,010	1,052	958	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>1,609</td> <td>941</td> <td>668</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>201</td> <td>157</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,816</td> <td>1,103</td> <td>712</td> </tr> </tbody> </table>	科目	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	1,609	941	668	工具器具及び備品	201	157	44	その他	5	5	0	合計	1,816	1,103	712
科目	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
機械装置及び運搬具	1,715	868	846																																						
工具器具及び備品	258	154	103																																						
その他	36	28	8																																						
合計	2,010	1,052	958																																						
科目	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
機械装置及び運搬具	1,609	941	668																																						
工具器具及び備品	201	157	44																																						
その他	5	5	0																																						
合計	1,816	1,103	712																																						
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>269百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>688百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>958百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>229百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>229百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p>	1年以内	269百万円	1年超	688百万円	合計	958百万円	支払リース料	229百万円	減価償却費相当額	229百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>217百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>495百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>712百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>266百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>266百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年以内	217百万円	1年超	495百万円	合計	712百万円	支払リース料	266百万円	減価償却費相当額	266百万円																				
1年以内	269百万円																																								
1年超	688百万円																																								
合計	958百万円																																								
支払リース料	229百万円																																								
減価償却費相当額	229百万円																																								
1年以内	217百万円																																								
1年超	495百万円																																								
合計	712百万円																																								
支払リース料	266百万円																																								
減価償却費相当額	266百万円																																								

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定しており、資金調達については銀行借入によることを基本的な方針としております。また、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク回避及び為替相場の変動リスク回避のために執行し、投機的な取引は行いません。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の業績不振、信用状況により回収不能となるリスクが生じる可能性があります。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況については四半期ごとに把握する体制としています。

当社グループ保有の投資有価証券は、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化等により、評価損発生リスクが生じる可能性があります。当該リスクに関して、上場会社株式については、日々時価を把握する体制としており、非上場会社株式については、定期的に発行体(取引企業)の財務状況を把握する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。このうち変動金利の借入金は、金利の上昇により当社グループの業績に影響を与えるリスクが生じる可能性がありますが、長期借入金の一部については支払利息の固定化を目的に、ヘッジ手段として個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)を執行しています。

営業債務及び借入金は、予期せぬ資金流出等による、支払遅延及び返済遅延等のリスクが生じる可能性があります。当該リスクに関して、当社グループでは、各社が年間、半期、四半期及び月次の資金収支予算を作成するなどの方法により資金管理を徹底し、リスク対応を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の執行にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内銀行とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」に記載の通りであります。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

下記「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	5,201	5,201	
(2) 受取手形及び売掛金	10,418	10,418	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,888	6,888	
(4) 支払手形及び買掛金	(14,083)	(14,083)	
(5) 短期借入金	(16,792)	(16,792)	
(6) 社債(一年内償還予定含む)	(13,692)	(13,323)	368
(7) 長期借入金(一年内返済予定含む)	(17,741)	(17,646)	95
(8) デリバティブ取引	(59)	(59)	

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)「金融商品の時価の算定方法」及び「有価証券及びデリバティブ取引」に関する事項

「(1)現金及び預金」及び「(2)受取手形及び売掛金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(3)投資有価証券(その他有価証券)」

これらの時価については、市場価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額については、「注記事項(有価証券関係)」をご参照下さい。

「(4)支払手形及び買掛金」及び「(5)短期借入金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(6)社債(一年内償還予定含む)」及び「(7)長期借入金(一年内返済予定含む)」

これらの時価については、元利金の合計額(変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額)を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

「(8)デリバティブ取引」

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

(注2)非上場株式(連結貸借対照表計上額1,330百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)
預金	5,195
受取手形及び売掛金	10,418
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	
合計	15,614

(注4) 社債・長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額については、「連結附属明細表の社債明細表及び借入金等明細表」をご参照下さい。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定しており、資金調達については銀行借入によることを基本的な方針としております。また、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク回避及び為替相場の変動リスク回避のために執行し、投機的な取引は行いません。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の業績不振、信用状況により回収不能となるリスクが生じる可能性があります。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況については四半期ごとに把握する体制としています。

当社グループ保有の投資有価証券は、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化等により、評価損発生リスクが生じる可能性があります。当該リスクに関して、上場会社株式については、日々時価を把握する体制としており、非上場会社株式については、定期的に発行体（取引企業）の財務状況を把握する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。このうち変動金利の借入金は、金利の上昇により当社グループの業績に影響を与えるリスクが生じる可能性がありますが、長期借入金の一部については支払利息の固定化を目的に、ヘッジ手段として個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を執行しています。

営業債務及び借入金は、予期せぬ資金流出等による、支払遅延及び返済遅延等のリスクが生じる可能性があります。当該リスクに関して、当社グループでは、各社が年間、半期、四半期及び月次の資金収支予算を作成するなどの方法により資金管理を徹底し、リスク対応を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の執行にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内金融機関とのみ取引を行っています。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」に記載の通りであります。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

下記「（２）金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	4,307	4,307	
(2) 受取手形及び売掛金	11,174	11,174	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	6,104	6,104	
(4) 支払手形及び買掛金	(14,580)	(14,580)	
(5) 短期借入金	(17,792)	(17,792)	
(6) 社債(一年内償還予定含む)	(6,657)	(6,507)	149
(7) 長期借入金(一年内返済予定含む)	(24,220)	(24,175)	45
(8) デリバティブ取引	(33)	(33)	

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 「金融商品の時価の算定方法」及び「有価証券及びデリバティブ取引」に関する事項

「(1)現金及び預金」及び「(2)受取手形及び売掛金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(3)投資有価証券(其他有価証券)」

これらの時価については、市場価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額については、「注記事項(有価証券関係)」をご参照下さい。

「(4)支払手形及び買掛金」及び「(5)短期借入金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(6)社債(一年内償還予定含む)」及び「(7)長期借入金(一年内返済予定含む)」

これらの時価については、元利金の合計額(変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額)を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

「(8)デリバティブ取引」

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,498百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)
預金	4,302
受取手形及び売掛金	11,174
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	
合計	15,477

(注4) 社債・長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額については、「連結附属明細表の社債明細表及び借入金等明細表」をご参照下さい。

[次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度

有価証券

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

3 その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,521	4,069	1,452
債券			
その他			
小計	5,521	4,069	1,452
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,367	2,078	710
債券			
その他			
小計	1,367	2,078	710
合計	6,888	6,147	741

(注) 「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,062	518	19

当連結会計年度

有価証券

1 売買目的有価証券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

3 その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,154	3,103	1,051
債券			
その他			
小計	4,154	3,103	1,051
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,949	2,873	924
債券			
その他			
小計	1,949	2,873	924
合計	6,104	5,977	127

(注) 「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	247	63	

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	1,464		32
合計			1,464		32

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	7,250	5,501	(注)
		社債	6,000	3,000	
合計			13,250	8,501	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金・社債と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	1,556		22
合計			1,556		22

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	14,491	11,533	(注)
		社債	3,000		
合計			17,491	11,533	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金・社債と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

[次へ](#)

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項(平成22年 3月31日)

(1) 退職給付債務	18,169百万円
(2) 年金資産	10,647
(3) 未積立退職給付債務((1) + (2))	7,521
(4) 未認識数理計算上の差異	4,833
(5) 未認識過去勤務債務	152
(6) 連結貸借対照表計上額純額((3) + (4) + (5))	2,535
(7) 前払年金費用	1,155
(8) 退職給付引当金((6) - (7))	3,691

(注) 1 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

(1) 勤務費用	445百万円
(2) 利息費用	348
(3) 期待運用収益	256
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	755
(5) 過去勤務債務の費用処理額 (注) 3	15
(6) 退職給付費用((1) + (2) + (3) + (4) + (5))	1,309

(注) 1 従業員拠出額を控除しております。

2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。

3 「2 退職給付債務に関する事項」(5)に記載の過去勤務債務に係る当期費用処理額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%
(3) 期待運用収益率	3.0%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	12年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	12年又は14年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

(1) 退職給付債務	17,202百万円
(2) 年金資産	11,510
(3) 未積立退職給付債務((1) + (2))	5,690
(4) 未認識数理計算上の差異	4,752
(5) 未認識過去勤務債務	961
(6) 連結貸借対照表計上額純額((3) + (4) + (5))	1,901
(7) 前払年金費用	1,933
(8) 退職給付引当金((6) - (7))	3,834

(注) 1 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 勤務費用	461百万円
(2) 利息費用	346
(3) 期待運用収益	316
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	715
(5) 過去勤務債務の費用処理額 (注) 3	31
(6) 退職給付費用((1) + (2) + (3) + (4) + (5))	1,174

(注) 1 従業員拠出額を控除しております。

2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。

3 「2 退職給付債務に関する事項」(5)に記載の過去勤務債務に係る当期費用処理額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%
(3) 期待運用収益率	3.0%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	12年
	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	12年又は14年
	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">たな卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">151百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券及び ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">855百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">6,672百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">614百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,314百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">8,204百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,109百万円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,044百万円</td> </tr> </table>	たな卸資産評価損	151百万円	投資有価証券及び ゴルフ会員権評価減	855百万円	退職給付引当金	1,020百万円	税務上の繰越欠損金	6,672百万円	その他	614百万円	繰延税金資産小計	9,314百万円	評価性引当額	8,204百万円	繰延税金資産合計	1,109百万円	その他有価証券評価差額金	65百万円	その他	-百万円	繰延税金負債合計	65百万円	繰延税金資産の純額	1,044百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">たな卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">161百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券及び ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">892百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">764百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">6,730百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">409百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,958百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">7,925百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,032百万円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">977百万円</td> </tr> </table>	たな卸資産評価損	161百万円	投資有価証券及び ゴルフ会員権評価減	892百万円	退職給付引当金	764百万円	税務上の繰越欠損金	6,730百万円	その他	409百万円	繰延税金資産小計	8,958百万円	評価性引当額	7,925百万円	繰延税金資産合計	1,032百万円	その他有価証券評価差額金	29百万円	その他	25百万円	繰延税金負債合計	55百万円	繰延税金資産の純額	977百万円
たな卸資産評価損	151百万円																																																
投資有価証券及び ゴルフ会員権評価減	855百万円																																																
退職給付引当金	1,020百万円																																																
税務上の繰越欠損金	6,672百万円																																																
その他	614百万円																																																
繰延税金資産小計	9,314百万円																																																
評価性引当額	8,204百万円																																																
繰延税金資産合計	1,109百万円																																																
その他有価証券評価差額金	65百万円																																																
その他	-百万円																																																
繰延税金負債合計	65百万円																																																
繰延税金資産の純額	1,044百万円																																																
たな卸資産評価損	161百万円																																																
投資有価証券及び ゴルフ会員権評価減	892百万円																																																
退職給付引当金	764百万円																																																
税務上の繰越欠損金	6,730百万円																																																
その他	409百万円																																																
繰延税金資産小計	8,958百万円																																																
評価性引当額	7,925百万円																																																
繰延税金資産合計	1,032百万円																																																
その他有価証券評価差額金	29百万円																																																
その他	25百万円																																																
繰延税金負債合計	55百万円																																																
繰延税金資産の純額	977百万円																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>(調整)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.5%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.0%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">3.2%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">14.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.5%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0%	住民税均等割	3.2%	評価性引当額	14.7%	その他	1.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9%																																
法定実効税率	40.5%																																																
(調整)																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7%																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0%																																																
住民税均等割	3.2%																																																
評価性引当額	14.7%																																																
その他	1.1%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9%																																																

[前△](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

事業の種類別セグメントは、「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」及び「その他の事業」であり、前連結会計年度において「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えておりますので、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がありませんので、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	30,269	349	30,619
連結売上高(百万円)			75,705
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	40.0	0.5	40.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア.....中国、韓国、台湾、香港、シンガポール他
 (2) その他の地域.....米国、欧州他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当社及び当社連結子会社は、「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」を事業内容としており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社及び当社連結子会社は、「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」を事業内容としており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
65,304	27,192	706	93,203

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	21,345	ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業
(株)メタルワン	9,804	ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	123円25銭	121円73銭
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額()	37円76銭	1円92銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1円92銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	21,335	22,098
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		5
うち新株予約権		5
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	21,335	22,093
普通株式の発行済株式数(千株)	177,215	185,605
普通株式に係る自己株式数(千株)	4,108	4,119
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	173,107	181,486

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()		
当期純利益金額又は当期純損失金額()(百万円)	6,410	336
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額()(百万円)	6,410	336
普通株式の期中平均株式数(千株)	169,778	174,589
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)		38,859株
うち新株予約権		38,859株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成22年12月16日発行 第2回乃至第6回新株予約 権(新株予約権の総数43個)

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	担保	償還期限
当社	第2回 無担保社債	平成17年 9月30日	(3,000) 3,000	()	0.93%	なし	平成22年 9月30日
"	第4回 無担保社債	平成17年 9月30日	(1,800) 1,800	()	3ヶ月TIBOR + 0.30%	なし	平成22年 9月30日
"	第5回 無担保社債	平成18年 3月31日	(1,000) 1,000	()	6ヶ月TIBOR + 0.25%	なし	平成23年 3月31日
"	第6回 無担保社債	平成18年 9月28日	3,000	(3,000) 3,000	1.49%	なし	平成23年 9月28日
"	第7回無担保 変動利付社債	平成19年 1月31日	(500) 1,000	(500) 500	6ヶ月円TIBOR + 0.15%	なし	平成24年 1月31日
"	第8回 無担保社債	平成20年 2月28日	(360) 1,080	(360) 720	1.09%	なし	平成25年 2月28日
"	第9回無担保 変動利付社債	平成20年 9月30日	(375) 1,312	(375) 937	6ヶ月円TIBOR	なし	平成25年 9月30日
"	第10回 無担保社債	平成20年 9月25日	1,500	(1,500) 1,500	6ヶ月円TIBOR + 0.1%	なし	平成23年 9月30日
合計			(7,035) 13,692	(5,735) 6,657			

(注) 1 連結決算日5年内における償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,735	735	187		

2 当期末残高欄の上段()内の金額は内数で、1年内に償還する予定の社債であります。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,792	17,792	2.0	
1年以内に返済予定の長期借入金	4,739	6,173	2.2	
1年以内に返済予定のリース債務	3	5		
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	13,002	18,047	2.6	平成24年4月 ～平成28年3月
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	12	17		平成24年4月 ～平成29年7月
合計	34,551	42,035		

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内の支払予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額及び支払予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,730	3,972	2,749	5,596
リース債務	5	4	3	2

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高(百万円)	25,391	21,439	21,806	24,566
税金等調整前四半期純 利益又は四半期 純損失() (百万円)	545	190	760	483
四半期純利益又は 四半期純損失() (百万円)	562	233	717	414
1株当たり四半期 純利益又は四半期 純損失()(円)	3.25	1.35	4.14	2.31

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,399	2,861
受取手形	-	42
売掛金	10,249 ³	11,404 ³
商品及び製品	2,255	2,681
仕掛品	6,892	7,606
原材料及び貯蔵品	8,839	11,546
未収還付法人税等	-	34
未収入金	94	656
前払費用	187	166
繰延税金資産	732	579
関係会社短期貸付金	670	45
貸倒引当金	86	11
流動資産合計	34,235	37,613
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,029	11,261
構築物（純額）	1,961	1,806
機械及び装置（純額）	19,643	17,096
車両運搬具（純額）	81	81
工具、器具及び備品（純額）	593	529
土地	5,954	5,954
リース資産（純額）	15	21
建設仮勘定	298	280
有形固定資産合計	40,578 ^{1, 2}	37,032 ^{1, 2}
無形固定資産		
その他の施設利用権	128	135
無形固定資産合計	128	135
投資その他の資産		
投資有価証券	7,586	6,813
関係会社株式	1,249	1,440
関係会社長期貸付金	1,447	600
長期前払費用	1,155	1,935
繰延税金資産	-	124
その他	334	314
貸倒引当金	31	30
投資その他の資産合計	11,741	11,198
固定資産合計	52,449	48,365
資産合計	86,685	85,979

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3 1,910	3 2,059
買掛金	3 11,778	3 11,871
短期借入金	5 15,130	5 15,230
1年内返済予定の長期借入金	6 4,739	6 6,173
1年内償還予定の社債	6 7,035	6 5,735
未払金	849	335
未払費用	705	321
未払法人税等	15	-
未払消費税等	72	162
預り金	30	42
賞与引当金	375	218
設備関係支払手形	208	141
リース債務	3	5
その他	47	34
流動負債合計	42,901	42,331
固定負債		
社債	6 6,657	6 922
長期借入金	6 13,002	6 18,047
リース債務	12	17
退職給付引当金	3,394	3,514
繰延税金負債	65	-
その他	10	7
固定負債合計	23,143	22,508
負債合計	66,044	64,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,982	13,408
資本剰余金		
資本準備金	7,256	7,682
資本剰余金合計	7,256	7,682
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	792	1,010
利益剰余金合計	792	1,010
自己株式	1,051	1,052
株主資本合計	19,979	21,049
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	675	95
繰延ヘッジ損益	15	11
評価・換算差額等合計	660	84
新株予約権	-	5
純資産合計	20,640	21,139
負債純資産合計	86,685	85,979

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	1 71,256	1 87,297
売上原価		
製品期首たな卸高	1,900	2,255
当期製品製造原価	5 71,864	5 82,790
当期製品仕入高	130	77
合計	73,895	85,124
製品期末たな卸高	2,255	2,681
売上原価合計	2 71,639	2 82,443
売上総利益又は売上総損失()	383	4,854
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,264	1,284
給料手当及び賞与	914	870
賞与引当金繰入額	59	25
退職給付費用	318	232
貸倒引当金繰入額	24	4
福利厚生費	175	155
賃借料	410	373
減価償却費	5	23
研究開発費	450	398
外注費	134	71
役員報酬	192	136
その他	669	663
販売費及び一般管理費合計	5 4,621	5 4,238
営業利益又は営業損失()	5,005	615
営業外収益		
受取利息	42	28
受取配当金	228	641
助成金収入	133	47
たな卸資産売却益	-	136
その他	200	260
営業外収益合計	3 606	3 1,114
営業外費用		
支払利息	756	1,003
社債利息	178	114
為替差損	252	329
その他	252	120
営業外費用合計	1,438	1,568
経常利益又は経常損失()	5,838	162

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	486	-
相模原土地売却費用戻入益	-	300
特別利益合計	486	300
特別損失		
固定資産除却損	4 45	4 50
投資有価証券評価損	82	-
事務所移転費用	168	-
環境対策費	71	-
災害による損失	-	18
債権譲渡損	-	147
相模原土壌浄化費用	-	14
その他	47	-
特別損失合計	414	232
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	5,766	229
法人税、住民税及び事業税	14	11
法人税等調整額	512	-
法人税等合計	526	11
当期純利益又は当期純損失()	6,293	218

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費		56,534	76.2	64,927	77.2
労務費		3,382	4.5	3,403	4.0
経費		14,296	19.3	15,776	18.8
(内 電力費)		(3,194)		(3,509)	
(内 外注費)		(1,906)		(2,866)	
(内 減価償却費)		(4,339)		(4,364)	
当期総製造費用		74,213	100.0	84,108	100.0
仕掛品期首たな卸高		5,073		6,892	
合計		79,287		91,000	
他勘定払出高		529		603	
仕掛品期末たな卸高		6,892		7,606	
当期製品製造原価		71,864		82,790	

(注) 当社の原価計算は、工程別・組別総合原価計算による予定原価制度を採用しており、それにより生ずる原価差額は期末に調整して実際原価に修正しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	12,982	12,982
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	426
当期変動額合計	-	426
当期末残高	12,982	13,408
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,256	7,256
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	426
当期変動額合計	-	426
当期末残高	7,256	7,682
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,021	792
当期変動額		
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,293	218
自己株式の処分	432	-
当期変動額合計	7,228	218
当期末残高	792	1,010
利益剰余金合計		
前期末残高	8,021	792
当期変動額		
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,293	218
自己株式の処分	432	-
当期変動額合計	7,228	218
当期末残高	792	1,010
自己株式		
前期末残高	3,106	1,051
当期変動額		
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	2,056	-
当期変動額合計	2,054	0
当期末残高	1,051	1,052

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	25,154	19,979
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	852
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,293	218
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	1,624	-
当期変動額合計	5,174	1,069
当期末残高	19,979	21,049
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	584	675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,259	579
当期変動額合計	1,259	579
当期末残高	675	95
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	3
当期変動額合計	10	3
当期末残高	15	11
評価・換算差額等合計		
前期末残高	588	660
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,248	575
当期変動額合計	1,248	575
当期末残高	660	84
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	5
当期変動額合計	-	5
当期末残高	-	5

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	24,565	20,640
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	852
剰余金の配当	503	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,293	218
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	1,624	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,248	570
当期変動額合計	3,925	498
当期末残高	20,640	21,139

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法		
(1) 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法	同左
(2) その他有価証券	時価のあるもの	時価のあるもの
	期末日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	同左
	時価のないもの 移動平均法による原価法	同左
2 棚卸資産の評価基準及び評価方法		
(1) 商品及び製品・仕掛品	総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)	同左
(2) 原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)	同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
4 固定資産の減価償却方法		
(1) 有形固定資産	定額法を採用しております。	同左
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。	同左
(3) リース資産	<p>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)の適用初年度前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5 繰延資産の処理方法	支払時に全額費用処理する方法を採用しております。	同左
6 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同左
(2) 賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により当期負担額を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(退職金制度においては14年、確定給付企業年金制度においては12年)による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。</p>	<p>同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は当事業年度において当社が採用している確定給付型の企業年金基金制度について、給付利率を確定利率の制度から給付利率変動型年金制度へ変更しております。</p> <p>上記の変更に伴い、退職給付債務(過去勤務債務)は1,145百万円減少しております。これにより、当連結会計年度において営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は71百万円それぞれ増加しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
7 ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 ヘッジ手段とヘッジ 対象 ヘッジ方針 ヘッジ有効性評価の 方法 8 その他財務諸表作成の為の 基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の処 理方法	<p>繰延ヘッジによっております。 なお、変動金利の借入金の一部について金利スワップ取引等により変動リスクをヘッジしておりますが、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。</p> <p>1)金利スワップ取引 借入金利息</p> <p>2)為替予約取引 予定取引に係る売掛金</p> <p>金利相場及び為替相場の変動リスクの軽減を目的にデリバティブ取引を行っております。また、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。為替予約取引については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。</p> <p>税抜方式を採用しております。</p>	<p>同左</p> <p>1)金利スワップ取引 同左</p> <p>2)為替予約取引 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

【会計方針の変更】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
退職給付に係る会計基準の適用 資産除去債務に関する会計基準等	<p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>これによる財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書関係		<p>前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「たな卸資産売却益」(前事業年度6百万円)は、営業外収益の10/100を超えることとなったため、当事業年度においては区分掲記をしております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																														
1 有形固定資産減価償却累計額	90,331百万円	94,705百万円																																														
2 担保に供している資産 有形固定資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>5,895</td> <td rowspan="6">工場財団</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11,984</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1,079</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>12,185</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保資産に対する債務等(含む一年内返済分)</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>14,949百万円</td> </tr> <tr> <td>社債銀行保証</td> <td>10,754百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25,704百万円</td> </tr> </table>	科目	金額 (百万円)	備考	土地	5,895	工場財団	建物	11,984	構築物	1,079	機械及び装置	12,185	工具器具及び備品	4	計	31,150	長期借入金	14,949百万円	社債銀行保証	10,754百万円	計	25,704百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>5,895</td> <td rowspan="6">工場財団</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11,219</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1,005</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>10,283</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28,404</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保資産に対する債務等(含む一年内返済分)</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>14,930百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>22,220百万円</td> </tr> <tr> <td>社債銀行保証</td> <td>6,657百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43,808百万円</td> </tr> </table>	科目	金額 (百万円)	備考	土地	5,895	工場財団	建物	11,219	構築物	1,005	機械及び装置	10,283	工具器具及び備品	1	計	28,404	短期借入金	14,930百万円	長期借入金	22,220百万円	社債銀行保証	6,657百万円	計	43,808百万円
科目	金額 (百万円)	備考																																														
土地	5,895	工場財団																																														
建物	11,984																																															
構築物	1,079																																															
機械及び装置	12,185																																															
工具器具及び備品	4																																															
計	31,150																																															
長期借入金	14,949百万円																																															
社債銀行保証	10,754百万円																																															
計	25,704百万円																																															
科目	金額 (百万円)	備考																																														
土地	5,895	工場財団																																														
建物	11,219																																															
構築物	1,005																																															
機械及び装置	10,283																																															
工具器具及び備品	1																																															
計	28,404																																															
短期借入金	14,930百万円																																															
長期借入金	22,220百万円																																															
社債銀行保証	6,657百万円																																															
計	43,808百万円																																															
3 関係会社に対する主な資産及び負債(区分掲記されたものを除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売掛金</td> <td>5,541</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額(百万円)	売掛金	5,541	買掛金	1,031	支払手形	135	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売掛金</td> <td>5,632</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>965</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>555</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額(百万円)	売掛金	5,632	買掛金	965	支払手形	555																														
科目	金額(百万円)																																															
売掛金	5,541																																															
買掛金	1,031																																															
支払手形	135																																															
科目	金額(百万円)																																															
売掛金	5,632																																															
買掛金	965																																															
支払手形	555																																															
4 偶発債務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証債務残高 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社従業員</td> <td>299</td> <td>住宅資金借入金</td> </tr> <tr> <td>NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD</td> <td>199</td> <td>金融機関借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>499</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容	当社従業員	299	住宅資金借入金	NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	199	金融機関借入金	計	499		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証債務残高 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社従業員</td> <td>262</td> <td>住宅資金借入金</td> </tr> <tr> <td>NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD</td> <td>197</td> <td>金融機関借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>460</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容	当社従業員	262	住宅資金借入金	NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	197	金融機関借入金	計	460																							
被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容																																														
当社従業員	299	住宅資金借入金																																														
NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	199	金融機関借入金																																														
計	499																																															
被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容																																														
当社従業員	262	住宅資金借入金																																														
NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	197	金融機関借入金																																														
計	460																																															

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)												
5 当座貸越契約	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引銀行のりそな銀行、横浜銀行他3行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="507 481 935 593"> <tr> <td>当座貸越契約の総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>15,130百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>870百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	16,000百万円	借入実行残高	15,130百万円	差引額	870百万円	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引銀行のりそな銀行、横浜銀行他3行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="967 481 1394 593"> <tr> <td>当座貸越契約の総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>15,230百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>770百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	16,000百万円	借入実行残高	15,230百万円	差引額	770百万円
当座貸越契約の総額	16,000百万円													
借入実行残高	15,130百万円													
差引額	870百万円													
当座貸越契約の総額	16,000百万円													
借入実行残高	15,230百万円													
差引額	770百万円													
6 財務制限条項	<p>長期借入金、社債（1年内返済分及び1年内償還分を含む）には、財務制限条項が付されたものがあり、内容は主に以下の通りであります。</p> <p>連結貸借対照表における純資産の部の金額を17,676百万円以上（平成21年12月末の純資産の部の金額の75%）に維持すること。</p> <p>連結損益計算書の経常損益につき、2期（但し、平成21年3月期を含まない。）連続して損失を計上しないこと。</p>	同左												

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
	1 関係会社に係る売上高	関係会社への売上高 20,127百万円		関係会社への売上高 24,985百万円
2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額	売上原価	449百万円	売上原価	44百万円
3 関係会社に係る 営業外収益	受取配当金	113百万円	受取配当金	498百万円
	その他	78百万円	その他	56百万円
4 特別損失における 固定資産除却損の内訳	機械及び装置	30百万円	機械及び装置	49百万円
	その他	14百万円	その他	0百万円
5 研究開発費の総額	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 497百万円		一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 434百万円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,099,770	8,494	8,000,000	4,108,264

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 8,494株

減少数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当による処分 8,000,000株

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,108,264	5,875		4,114,139

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5,875株

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)				当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																															
リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移 転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額				リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移 転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																												
機械及び装置	1,476	736	739	機械及び装置	1,462	833	628																												
車両及び運搬 具	50	34	16	車両及び運搬 具	20	15	4																												
工具器具 及び備品	218	137	80	工具器具 及び備品	168	130	37																												
ソフトウェア	31	24	6	ソフトウェア	12	8	4																												
合計	1,776	933	843	合計	1,663	987	675																												
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>236百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>606百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>843百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">支払リース料及び減価償却費相当額</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>195百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>195百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p>				未経過リース料期末残高相当額		1年内	236百万円	1年超	606百万円	合計	843百万円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	195百万円	減価償却費相当額	195百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>200百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>475百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>675百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">支払リース料及び減価償却費相当額</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>246百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>246百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				未経過リース料期末残高相当額		1年内	200百万円	1年超	475百万円	合計	675百万円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	246百万円	減価償却費相当額	246百万円
未経過リース料期末残高相当額																																			
1年内	236百万円																																		
1年超	606百万円																																		
合計	843百万円																																		
支払リース料及び減価償却費相当額																																			
支払リース料	195百万円																																		
減価償却費相当額	195百万円																																		
未経過リース料期末残高相当額																																			
1年内	200百万円																																		
1年超	475百万円																																		
合計	675百万円																																		
支払リース料及び減価償却費相当額																																			
支払リース料	246百万円																																		
減価償却費相当額	246百万円																																		

(有価証券関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,228百万円、関連会社株式21百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりませ

ん。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,312百万円、関連会社株式128百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりませ

ん。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">たな卸資産評価損否認額</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券及びゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">856百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">900百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">4,911百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">552百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,370百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6,638百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">732百万円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">666百万円</td> </tr> </table>	たな卸資産評価損否認額	149百万円	投資有価証券及びゴルフ会員権評価減	856百万円	退職給付引当金	900百万円	繰越欠損金	4,911百万円	その他	552百万円	繰延税金資産小計	7,370百万円	評価性引当額	6,638百万円	繰延税金資産合計	732百万円	その他有価証券評価差額金	65百万円	繰延税金負債合計	65百万円	繰延税金資産の純額	666百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">たな卸資産評価損否認額</td> <td style="text-align: right;">161百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券及びゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">893百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">635百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">5,401百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">327百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,419百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6,687百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">732百万円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">703百万円</td> </tr> </table>	たな卸資産評価損否認額	161百万円	投資有価証券及びゴルフ会員権評価減	893百万円	退職給付引当金	635百万円	繰越欠損金	5,401百万円	その他	327百万円	繰延税金資産小計	7,419百万円	評価性引当額	6,687百万円	繰延税金資産合計	732百万円	その他有価証券評価差額金	28百万円	繰延税金負債合計	28百万円	繰延税金資産の純額	703百万円
たな卸資産評価損否認額	149百万円																																												
投資有価証券及びゴルフ会員権評価減	856百万円																																												
退職給付引当金	900百万円																																												
繰越欠損金	4,911百万円																																												
その他	552百万円																																												
繰延税金資産小計	7,370百万円																																												
評価性引当額	6,638百万円																																												
繰延税金資産合計	732百万円																																												
その他有価証券評価差額金	65百万円																																												
繰延税金負債合計	65百万円																																												
繰延税金資産の純額	666百万円																																												
たな卸資産評価損否認額	161百万円																																												
投資有価証券及びゴルフ会員権評価減	893百万円																																												
退職給付引当金	635百万円																																												
繰越欠損金	5,401百万円																																												
その他	327百万円																																												
繰延税金資産小計	7,419百万円																																												
評価性引当額	6,687百万円																																												
繰延税金資産合計	732百万円																																												
その他有価証券評価差額金	28百万円																																												
繰延税金負債合計	28百万円																																												
繰延税金資産の純額	703百万円																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.2%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">5.7%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">89.5%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">6.0%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">42.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5.0%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.2%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	89.5%	住民税均等割	6.0%	評価性引当額	42.3%	その他	0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%																												
法定実効税率	40.2%																																												
(調整)																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7%																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	89.5%																																												
住民税均等割	6.0%																																												
評価性引当額	42.3%																																												
その他	0.3%																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%																																												

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	119円23銭	116円45銭
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額()	37円07銭	1円25銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1円25銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	20,640	21,139
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		5
うち新株予約権		5
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	20,640	21,134
普通株式の発行済株式数(千株)	177,215	185,605
普通株式に係る自己株式数(千株)	4,108	4,114
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	173,107	181,491

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()		
当期純利益金額又は当期純損失金額()(百万円)	6,293	218
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額()(百万円)	6,293	218
普通株式の期中平均株式数(千株)	169,778	174,595
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)		38,859株
うち新株予約権		38,859株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成22年12月16日発行 第2回乃至第6回新株予約 権(新株予約権の総数43個)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
日新製鋼(株)	5,000,000	895
阪和興業(株)	2,390,000	879
(株)長府製作所	409,000	852
住友金属鉱山(株)	512,000	732
(株)日阪製作所	600,000	607
丸全昭和運輸(株)	1,994,579	580
リントツ(株)	343,200	528
大陽日酸(株)	475,488	329
JFEホールディングス(株)	129,000	313
東海カーボン(株)	593,000	245
大同特殊鋼(株)	400,000	189
その他22銘柄	8,698,378	659
計	21,544,645	6,813

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	26,880	6	1	26,885	15,624	774	11,261
構築物	4,727	20		4,748	2,941	174	1,806
機械及び装置	89,719	824	187	90,356	73,260	3,321	17,096
車両運搬具	525	36	0	561	480	36	81
工具、器具及び備品	2,785	152	16	2,921	2,392	217	529
土地	5,954			5,954			5,954
リース資産	18	10		29	7	4	21
建設仮勘定	298	160	178	280			280
有形固定資産計	130,910	1,212	384	131,738	94,705	4,528	37,032
無形固定資産							
その他施設利用権	557	58		616	480	51	135
無形固定資産計	557	58		616	480	51	135
長期前払費用	1,155	782	2	1,935			1,935
繰延資産							
繰延資産計							

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	117	42		117	42
賞与引当金	375	218	375		218

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	2,705
普通預金	154
外貨預金	0
計	2,860
合計	2,861

受取手形
 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
小田鋼機(株)	21
利昌工業(株)	17
(株)UEX	2
合計	42

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年4月	23
5月	6
6月	10
7月	0
合計	42

売掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日金工商事(株)	5,363
伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	2,150
(株)メタルワン	624
三井物産(株)	431
リントツ(株)	413
その他	2,419
合計	11,404

滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	滞留期間(月) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{12}$
10,249	91,249	90,094	11,404	1.42

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

品名	金額(百万円)
製品	
ステンレス鋼・耐熱鋼	2,466
各種二次加工製品他	214
合計	2,681

仕掛品

品名	金額(百万円)
鋼塊・鋼片	591
中間圧延品他	7,015
合計	7,606

原材料及び貯蔵品

品名	金額(百万円)
原材料	
屑原料	6,400
フェロアロイ他	4,187
小計	10,587
貯蔵品	
ロール・鋳型他	959
小計	959
合計	11,546

支払手形及び設備関係支払手形
 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
スワン産業(株)	555
木原工業(有)	230
(株)阪本工業所	217
衣浦メンテナンス工業(株)	173
(株)江尻鑄材	130
その他	893
合計	2,200

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年4月	513
5月	530
6月	558
7月	563
8月	31
平成24年7月	3
合計	2,200

買掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
阪和興業(株)	2,736
住友金属鉱山(株)	1,455
丸紅テツゲン(株)	1,208
伊藤金属商事(株)	774
三井物産(株)	447
その他	5,248
合計	11,871

短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

相手先	短期借入金 (百万円)	1年内返済予定の長期借入金 (百万円)	合計 (百万円)
(株)りそな銀行	5,200	1,507	6,707
(株)横浜銀行	5,730	657	6,387
住友信託銀行(株)	3,000	400	3,400
(株)日本政策投資銀行		1,140	1,140
(株)三菱東京UFJ銀行	1,000		1,000
その他	300	2,468	2,768
合計	15,230	6,173	21,403

社債

区分	金額(百万円)
1年内償還予定の社債	5,735
社債	922
合計	6,657

内訳は 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)

相手先	金額(百万円)
(株)横浜銀行	4,695
三菱UFJ信託銀行(株)	4,075
(株)日本政策投資銀行	2,360
(株)りそな銀行	2,095
住友信託銀行(株)	1,500
(株)商工組合中央金庫	1,472
その他	1,850
合計	18,047

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取・買増 買取又は買増手数料 取扱場所 株主名簿管理人	無料 特別口座に記録された単元未満株式の場合 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式の場合 振替口座を開設した口座管理機関（証券会社など） 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nikkinko.co.jp/
株主に対する特典	該当事項なし

- (注) 1 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2 本会社は、平成21年6月26日から株主名簿管理人をみずほ信託銀行株式会社から住友信託銀行株式会社へ変更いたしました。特別口座の口座管理機関はみずほ信託銀行株式会社であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

	提出書類	事業年度	提出日	提出先
(1)	有価証券報告書及びその添付書類、確認書	(第115期) 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	平成22年6月24日	関東財務局長
(2)	内部統制報告書	(第115期) 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	平成22年6月24日	関東財務局長
(3)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第9号の2に基づく臨時報告書)	(第115期) 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	平成22年6月28日	関東財務局長
(4)	四半期報告書及び確認書	(第116期第1四半期) 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	平成22年8月12日	関東財務局長
		(第116期第2四半期) 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	平成22年11月11日	関東財務局長
		(第116期第3四半期) 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	平成23年2月10日	関東財務局長
(5)	有価証券届出書(新株予約権の発行)及び その添付書類		平成22年11月26日	関東財務局長

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月24日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大石 暁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 正夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属工業株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本金属工業株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本金属工業株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月23日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊 司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属工業株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本金属工業株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本金属工業株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大石 暁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 正夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属工業株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月23日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第116期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属工業株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。